

現行計画の基本施策(取組項目)に係るPDCAの状況一覧表

理念	基本施策 課題	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
				施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現						
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり						
基本施策1: 保健・医療						
(1) 医療・リハビリテーション	① 公的医療費助成制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人の身体等の状態を軽減するための医療や、慢性疾病にかかっている子どもの健全な育成を図るための医療について、医療費の助成を行います。</li> <li>●障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療費の自己負担額を軽減する助成制度を継続的に実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人やその家庭の医療費における経済的負担や精神的負担を軽減し、安心して暮らしていけるよう、公的医療費(自立支援医療、障害者(児)医療)の助成事業を実施している。障害のある人の高齢化等に伴い、医療費の助成件数は依然として多い傾向にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療費については、特に更生医療(人工透析等)の助成件数が増加している。引き続き、国の法制度に基づいて適正な給付事務に取り組んでいく。</li> <li>・障害者(児)医療費の助成については、県制度に基づいて実施しているが、対象者の範囲や所得制限等については、市単独事業として拡充(※)を図ってきており、障害のある人の健康維持等に寄与している(※身体障害者3級・知的障害中度・精神障害者2級の者を対象、18歳未満の入院負担金無料、本人のみ所得制限あり)。今後も当該事業を安定的に継続させる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費助成は障害のある人にとって必要不可欠な制度であるが、利用要件や申請方法など制度内容が複雑であるため、引き続き、対象者への分かりやすい説明に努めるとともに、広報誌やホームページを活用し、一層の制度周知を図っていく。また、今後も現行制度を継続的かつ安定的に実施していくよう努める。</li> </ul>	
	② 地域の医療体制等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人が身近なところで安心して医療を受けられるよう、医療関係者に対して障害への理解促進を図るとともに、医療機関との連携体制の構築や情報の共有など地域の医療体制の充実に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の各医療機関との連絡調整等の事務処理を行うことにより、本市が実施する保健関係等事業の円滑な運営の確保を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立尼崎総合医療センターの開院時から、救急医療体制のあり方等について検討調整を行ってきた。引き続き、障害のある人の院内での対応等について、可能な限り配慮をいただけるよう協議を続けていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立尼崎総合医療センターとの協議等については、当事者団体からの要望事項等も勘案し、引き続き、本市の意見を伝えていく。</li> </ul>	
	③ リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害の状況に応じた効果的な治療・訓練が提供できるよう、身体障害者福祉センターやデイケア事業所におけるリハビリ教室、訓練講座の開催等を行うとともに、医療機関との連携によりリハビリテーション体制の充実に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の状況に応じた効果的な治療・訓練ができるよう、身体障害者福祉センターにおいて「機能訓練」などを開催しており、令和元年度は●●●回開催し、●●●●人の利用となっている。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容等を設定しており、平成30年度からは、音楽療養機器(カラオケ機材)を利用した「音楽元気体操」やプリント教材を基に作業療法士が指導している「脳トレ」のほか、上肢の運動を楽しむ行う「たいこ相撲」など、従来の個別的なリハビリに加え、集団・グループでの企画を充実させ、リフトバスでの外出訓練も実施している。また、グループ言語の位置付けを講座からリハビリ部門に変え、疾患や状態による二部構成とすることで、より効果が得られるよう工夫している。なお、「リハビリ学級」(健康増進課委託分)は平成30年度末で廃止し、介護予防・日常生活支援総合事業等へ転換している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーションの充実に当たっては、身体障害者福祉センターで健康を意識したリハビリ教室を新設するなどの工夫をしたことにより、利用者数は昨年を上回ったものの、引き続き、利用ニーズ等の把握を行い、継続的な増加に向けた取組を進めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーションの充実に向けては、身体障害者福祉センターの実施事業の利用ニーズを把握し、その充実等に努め、利用者数の増加につなげていく。</li> </ul>	
	① 医療・相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害のある人への支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害のある人の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行を促進するため、保健・医療・福祉サービスや地域相談支援(地域移行・地域定着支援)の提供体制の充実に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部阪神地域における障害児者のリハビリテーション拠点である「兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター」(アマゴツタ内)が令和2年2月に新たに設置され、診療を開始している。脳性まひ等によりリハビリが必要な人を円滑に支援へつなげていけるよう、当該センターの市ホームページへの掲載や関係機関への周知を行うとともに、訪問看護ステーションの利用料の一部を助成する事業実施に向けて、県と協議を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター」については開設したばかりであるため、訪問リハビリ利用料に係る助成事業とあわせて、一層の周知に取り組み必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリが必要な人を円滑に支援へつなげていけるよう、引き続き、「兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター」や地域の訪問看護ステーション、県との連携を密に図っていく。</li> </ul>	
(2) 精神保健に対する施策	① 医療・相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神保健福祉相談や思春期及び老人精神保健相談など各種相談事業に取り組みます。治療中断の人やひきこもりなどが原因で治療を受けられない人に対しては、訪問を実施し適切な治療につなげるなど、精神障害のある人の地域生活の支援に努めます。</li> <li>●関係団体や当事者及びその家族など、色々な立場の方の視点で相談支援を行い、様々な内容に対応できるように支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害による長期入院患者への退院支援については、地域移行・地域定着支援の強化を図るほか、西宮市・芦屋市と合同で、「阪神南圏域精神障害地域移行・地域定着支援事業協議会」等を開催し、新規入院患者への早期退院支援や長期入院患者への退院促進(地域移行)に関する協議を行っている。また、措置入院等の精神障害のある人が必要な医療や支援を途切らせるとなく地域で暮らせるよう、精神障害者継続支援チームへの退院後支援を実施している。</li> <li>・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」の設置に向けて、既存の「精神障害者地域移行・地域定着推進会議」で課題の整理を行い、市内の関係機関、当事者団体と意見交換を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期入院患者への退院支援については、近隣の精神科病院に訪問調査を行い、障害福祉サービス(地域移行・地域定着支援)の利用に結び付けられてきている。今後は、利用者の拡大を図るべく、訪問調査の対象病院を広げていく必要がある。また、措置入院者の退院については、厚生労働省発出の通知等に基づき実施しているが、退院を予定している措置入院者を含め、精神障害のある人が地域で暮らしていけるような連携体制の構築のあり方を検討する必要がある。</li> <li>・既存の推進会議では、相談支援事業所や訪問看護ステーション、保健所など支援機関による協議を進めてきたが、新たな協議の場においては、精神障害の当事者団体にも参画いただくことから、それぞれの役割や今後の進め方等について整理していかなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者への退院支援については、「兵庫県第5期障害福祉推進計画」においても、長期入院患者数の減少を目標に掲げていることから、今後、兵庫県外の精神科病院に対しても、新規入院者の早期退院支援や長期入院者の退院促進等について働きかけるなど、幅広く入院患者の調査・支援を行っていく。</li> <li>・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」の設置・開催に向けては、自立支援協議会と連携を密に図るとともに、当事者団体の意向等も十分に考慮しながら、地域の実態把握や課題の抽出、支援機関の連携等について協議を進めていく。</li> </ul>	
	② 理解・知識の普及等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害に関する正しい理解と認識を深めることができるよう、こころの健康相談・健康教育や家族教室の実施、心の健康のつどい講演会を開催するとともに、参加対象に応じた取組やニーズの把握に努めることで、開催内容の充実を図ります。</li> <li>●啓発事業などを行うにあたっては、当事者やその家族等が活動する団体等と協力や連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害に関する正しい知識と認識を深められるよう、精神疾患や自殺対策についての講演会・研修会を実施するほか、家族教室を毎月開催して、家族の身体的・精神的負担の軽減を図っている。また、自殺対策事業の一環として、福祉や保健窓口の市職員、介護・障害等の事業所職員、医師、民生児童委員、教員等に対して、ゲートキーパー研修を行ったほか、新たに市民を対象としたゲートキーパー講座を行うなど個々の立場に応じた各種の研修を実施している。さらに、教員対象の研修や、障害当事者や家族の話を含めた高校生対象の衛生教育を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策については、「自殺対策計画」に基づき、各種事業を実施しているが、依然として若年層の自殺が一定数存在しているのが現状である。今後も若い世代への啓発が必要であり、衛生教育のみならず、学校教育現場での取組を推進する必要がある。また、自殺者の減少には、自殺未遂者に対する支援も強化する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策については、引き続き、思春期相談を実施し、若年層に対する早期支援や治療につなげていくとともに、教員や生徒・児童、保護者に対して、SOSの出し方に関する教育がスムーズに行えるよう、関係機関で連携を図り、実施体制について検討していく。また、救急医療機関等と連携し、自殺未遂者に対して相談資料を配布するなど、再度の自殺企図を防ぐための支援を推進し、自殺者の減少を図る。</li> </ul>	
	③ 精神科救急医療への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救急医療の充実にも努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で発生した精神科救急を必要とするケースについては、警察や救急、行政職員等が連携を図りながら、兵庫県の精神科救急やスーパー救急等を活用して対応している。また、身体合併症を持つ精神疾患患者については、県立尼崎総合医療センターにおいて対応を行っている。なお、令和元年度(見込)は、精神保健福祉相談員や保健師による救急対応が●●●件(相談のみを含む)あった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科救急医療への対応については、早急に治療が必要となる精神的に不安定な人への支援(救急対応)を実施している。また、兵庫県精神科救急窓口等における夜間、休日対応や、阪神圏域に設置された当番病院による初期救急対応により、負担の解消が図られているため、継続的な取組が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正の有無など、国の動向を踏まえながら、措置入院者への支援体制や精神科救急における課題等も含めて、精神障害のある人が地域で安心して暮らしていけるための「地域包括ケアシステム」のあり方について検討していく。</li> </ul>	

理念	課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
					施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
		(3) 難病等に対する施策	① 医療・相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●難病患者やその家族等が抱える日常生活上での悩みや不安、療養に関する相談に対して支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上に取り組めます。また、医療機関や兵庫県難病相談センターとの連携を図ります。</li> <li>●関係団体や当事者及びその家族など、色々な立場の方の視点で相談支援を行い、様々な内容に対応できるよう支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定医療費(指定難病)受給者証の所持者が増加傾向にある中、難病患者の抱える不安等に対し、相談支援を実施し、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上に取り組んでいる。</li> <li>・指定難病受給者証所持者に対して、講演会や当事者電話相談に関するの通知を行ったほか、小児慢性特定疾病児童に対しては、ニュースレターの発行を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者やその家族の身体的・精神的負担軽減は必要であり、今後も関係団体と行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組まなければならない重要な課題である。</li> <li>・相談支援体制に関する情報提供については、引き続き、周知の強化を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、難病当事者や関係機関による相談体制の充実や周知の強化を図るとともに、難病講演会においても、引き続き、患者や家族、その支援者に対して、各テーマに関する意識づけが図られるよう取り組んでいく。</li> </ul>
			② 理解・知識の普及等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会を開催します。また、保健・医療・福祉サービスの提供等に当たっては、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮したものとなるよう、関係機関に対して理解と協力の促進に努めます。</li> <li>●難病患者やその家族等の日常生活における不安の解消や精神的負担の軽減を図るため、本人や家族同士の交流を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会、交流会を開催し、身体的・精神的負担の軽減を図っており、令和元年度は、昨年度に引き続き「身近な防災」をテーマに、当事者や学生、行政が参画した防災関連フォーラムを開催している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身近な防災」をテーマにした防災関連フォーラムについては、参加者からも好評を得ている。引き続き、多くの方に参加いただけるよう、広報等にも取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	
		(4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等	① 早期発見・早期支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健康診査を実施するとともに、発達遅れや障害が疑われる乳幼児に対して適切な支援を行います。</li> <li>●各種健康相談などを実施するとともに、疾病に対する啓発等を行い、医療機関受診への気づきとなるよう取り組みます。</li> <li>●障害の原因となる疾病等の早期発見及び治療、早期支援に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診など各種子どもの発達相談事業を実施し、子どもの発達課題を早期発見し支援につなげ、子どもの健やかな成長発達を促している。また、発達障害等の支援について、関係者による連絡会を開催し、早期からの親の気づきにつなげるためのリーフレットを作成している。</li> <li>・令和元年10月開設の子どもの育ち支援センター「いくしあ」において、令和元年度(見込)は延べ約470人の発達に特性のある子どもに対し、医師や保健師、心理士等の専門職が発達相談として心理検査、診察を実施し、必要な支援につなぐための取組を行っている。また、施設支援事業として保育施設や学校園の職員が子どもの対応で困難を抱えている場合に、令和元年度(見込)は延べ50施設へいくしあ専門職が訪問し、子どもへの関わり方への助言等を行い、子どもがいくしあにつながるきっかけとなる取組を実施している。なお、他の支援機関との連携に向けては、委託相談事業所との連絡会を開催し、近況や課題の共有、今後の連携策等について意見交換を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診等を通じ、子どもの発達課題の早期発見、早期支援につなげているが、親の受容や関わり方の経験不足もあり、継続的な支援が必要である。</li> <li>・子どもの発達課題について、必要時に療育の専門機関等へ繋げていけるよう、支援機関を対象にした研修、連絡会を実施し共通認識を図るなど、継続的な取組が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診等を通じ、子どもの発達課題の早期発見、早期支援につなげているが、関係機関とも連携し、引き続き、親子への継続的な支援を実施していく。</li> <li>・就学前後にかかる発達障害等の早期発見・早期支援については、引き続き、各種相談事業や関係機関による連絡会等を開催するとともに、専門機関との協力・連携に努めていく。また、尼崎市医師会や庁内関係局(こども青少年局、教育委員会)とともに、今後の対応に向けて検討を進めていく。</li> </ul>
			② 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、健康診査や保健指導の実施に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルスアップ尼崎戦略事業として、特定健康診査や生活習慣病予防健診を実施するとともに、その結果に基づく保健指導を行うことで、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診率向上対策では、健診受診行動を分析した上で、継続受診者層(S層)・受けたりやめたり層(E層)・新規特定健診対象者層(P1層)・未受診者層(P2層)の4つのセグメントに分けて特性に応じた受診勧奨を実施したことにより、より効果的・効率的な対策を行うことが可能になったが、健康寿命のさらなる延伸に向けて、まずは潜在的な重症者を掘り起こすためにも、健診受診率と特定保健指導の実施率のさらなる向上が重要である。また、医療費適正化の推進も含め、「尼崎市健康増進計画」で定めた各種指標の達成に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も各種分析結果に基づき、様々な受診率向上対策、生活習慣病の発症、重症化予防対策、認知症の発症予防や進行遅延など、市民が自ら生活習慣の改善や、社会資源を選択できる環境を整備していくための事業を実施していく。また、引き続き、尼崎市健康増進計画(尼崎市国民健康保険特定健康診査等第3期実施計画・保健事業実施計画(データヘルス計画)第2期)で定めた各種指標の達成を目指すことで、市民の健康寿命の延伸、医療費適正化を推進していく。</li> </ul>

理念	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
				施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
基本施策2: 福祉サービス、相談支援						
(1) 障害福祉サービス等	① 訪問系サービスの充実	●障害のある人のニーズや実態に応じて、在宅の障害のある人に対する日常生活または社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所など訪問系サービスを提供します。	・障害のある人の在宅生活を支援していくため、訪問系サービスの居宅介護・重度訪問介護・同行援護の提供に加え、平成29年10月からの移動支援事業の見直しに合わせて、行動援護の提供も始めている。利用人数(月平均)については、平成26年度の1,514人から令和元年度(見込)は、1,695人と順調に増加している(参考:障害福祉サービス全体の支給決定者数 4,399人)。	・訪問系・日中活動系サービスについては、市域におけるサービス提供基盤の整備も進んでおり、支給実績も概ね増加傾向にあることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されているが、65歳以上の高齢障害者のサービス利用や同行援護の支給決定については、その運用基準等について一定の整理が必要となっている。また、移動支援事業の見直しに合わせて、行動援護の支給決定も行ってきているが、依然として利用実績が少ないことが課題となっているため、引き続き、適切なサービス提供に向けて取り組んでいく必要がある。	・障害福祉サービスや移動支援事業などサービスの給付については、引き続き、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、高齢障害者のサービス利用や同行援護の支給決定に係る運用基準等については、各中核市や近隣市の状況を調査・分析するなどし、検討を進めていく。	
	② 日中活動系サービスの充実	●常時介護を必要とする障害のある人が自ら選択する地域で生活できるよう、生活介護等の支援の充実を図ります。 ●自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練(機能訓練、生活訓練)並びに就労支援や就労の機会(就労移行支援、就労継続支援)を提供します。	・障害のある人の地域での生活を支援していくため、日中活動系サービスを提供している。生活介護や就労移行支援、就労継続支援(A・B型)など各サービスの支給実績は概ね増加傾向にあり、平成30年度からは新たなサービスとして、就労定着支援を実施している。	・日中一時支援事業については、依然として高い給付実績が続いており、ニーズの高い事業といえる。今後も高まるニーズに即した給付品目となるよう、定期的な検証に取り組む必要がある。		
	③ 福祉用具の利用支援等	●補装具・日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進します。	・障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るため、福祉用具(補装具・日常生活用具)の給付等を行っており、高い給付実績を維持している。特に、日常生活用具における排他管理支援用具(ストマ等)の給付件数が多くなっている。なお、情報・意識疎通支援用具については、緊急時の情報保障を目的として、平成29年度から視覚障害のある人を対象とする「地上デジタル対応ラジオ」を給付品目に追加しており、令和元年度末時点(見込)で想定する対象者の6割程度の申請を受けている。	・福祉用具の給付については、依然として高い給付実績が続いており、ニーズの高い事業といえる。今後も高まるニーズに即した給付品目となるよう、定期的な検証に取り組む必要がある。	・福祉用具については、引き続き、新たな給付品目である「地上デジタル対応ラジオ」が対象者に給付されるよう、視覚障害のある人の当事者団体を通じて周知を図っていくとともに、今後も利用ニーズに合った給付品目となるよう、近隣市と情報を共有するなど検証を行っていく。	
	④ その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実	●自宅での入浴や通所等による入浴が困難な重度障害のある人に、引き続き訪問入浴サービス事業を実施します。 ●家族や介護者の病氣・急用等により一時的な預かりが必要となった場合に、日中活動の場の提供や介護を行うため、日中一時支援事業等を実施します。また、緊急的に宿泊をとまなう一時的な預かりが必要な場合、短期入所を補完する施策として一時保護者事業を行います。 ●地域において現に住居を求めている障害のある人が低額な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。 ●障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、年金及び諸手当の給付や各種の支援・優遇措置などに関する情報の提供に取り組めます。	・家族の病氣・急用等により一時的な預かりが必要となった場合に、日中活動の場や介護を行う日中一時支援事業を実施している。市内の事業所数が少なく利用実績も低い状況であるため、平成29年6月から事業所の指定基準の緩和や送迎に係る加算を創設するなど、利用の拡大に向けて取り組んでおり、その実績は増加傾向にある。その他、重度障害のある人の訪問入浴サービスなど各種福祉サービスを実施するとともに、障害者年金や各種手当の給付等について、市のホームページや「福祉の手引き」を活用し、情報の提供に取り組んでいる。	・日中一時支援事業については、依然として放課後や日中活動系サービス利用後の時間帯の見守り支援を求める声も多いため、引き続き、指定基準の対象となる市内事業所への周知や協議等を行っていく必要がある。	・日中一時支援事業の利用拡大に向けては、制度拡充後に新たに指定を受けた事業所の事例や状況を紹介するなど、引き続き、指定基準の緩和により対象となる日中活動系サービス事業所への周知や協議等を行い、参入を促していく。	
	⑤ サービスの質の向上等	●障害福祉サービス等の提供者に対し、従事者の資質向上のための研修機会を確保することや、労働法規等の遵守を指導します。 ●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や福祉・保健・医療などの関係者で構成する自立支援協議会を開催し、適切かつ良質な障害福祉サービス等を提供するために必要な取組や課題等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。	・適切かつ良質な障害福祉サービス等を提供するため、平成26年度に「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準(ガイドライン)」を策定し、利用者意見交換会や事業所説明会を実施して周知を図るとともに、給付事務を担う職員を増員して、平成27年度からガイドラインの運用を開始している。運用にあたっては、平成30年1月から「基幹相談支援センター(南北保健福祉センター)」が中心となり、「移動支援事業支給決定基準(ガイドライン)」とあわせて当該ガイドラインの周知と確実な運用に取り組んできており、基準に即した支給決定やシステムを使った請求審査を行うとともに、基準を超える支給量を決定する際は、医療や福祉の学識経験者等で構成する審査会を開催して意見を伺うなどし、利用者の心身の状況等に応じた適正なサービス提供に向けて取り組んでいる。 ・サービス給付については、特に障害児通所支援の利用が大幅な増加傾向にあるため、その適正給付に向けて、基準最大支給量を従前の「各月27日」から国が示す基準の「各月23日」に合わせるなど、ガイドラインの更新を行った。また、依然として利用ニーズが高い障害児通所支援の質の向上を図るため、令和元年1月から指定事業所への実地指導を開始した。 ・移動支援事業については、制度本来の適正なサービス提供による給付の適正化や継続的かつ安定的な事業運営ができるよう、平成29年10月から「尼崎市移動支援事業支給決定基準(ガイドライン)」や新たな報酬区分(単価)の運用を開始している。また、ガイドラインの内容や運用状況等を検証していくため、令和元年度は自立支援協議会(ガイドライン検討部会)を5回開催し、報酬区分(単価)の運用等について協議し、その結果を受け、一部見直し取り組んでいる。	・障害福祉サービスの給付については、ガイドラインの趣旨や内容が十分に理解されていない事例もあることから、引き続き、利用者や事業者に対して周知を図り、適正なサービス提供に繋げていく必要がある。また、サービス支給件数の増加や度重なる制度変更等に伴い、誤った請求の件数も増加しているため、その対応が課題となっている。 ・障害児通所支援の事業所指定の権限がこれまで県であったことから、本市の指定事業所においても実地指導の経験等が少なく、事務処理のケアレスミスなど指摘事項が多くなっている。 ・移動支援事業については、ガイドラインを安定的に運用していたため、利用者や事業者に対して一層の周知を図るとともに、当該事業の運用の見直しにより、利用者へのサービス低下等が発生しないよう十分配慮していく。また、令和2年度報酬区分(単価)の運用を一部見直すこととしているため、対象者である65歳以上と18歳未満の重度利用者について、変更等が円滑に行われるよう丁寧な対応が求められる。	・利用者への適正なサービス提供の確保については、引き続き、事業所説明会や事業所への実地指導を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組むとともに、請求審査システムを活用して重複チェック等を行うなどし、増大する請求事務への対応に努めていく。 ・障害児通所支援事業所の適正給付にあたっては、指定基準や支給決定基準の理解が進むよう、指定事業所に対する事前説明会等を開催するなど、新たな組織体制において、効率的かつ効果的な実施手法を確立しながら、サービスの質の向上を図っていく。 ・移動支援事業については、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、報酬区分(単価)の運用の見直しを円滑に進めるとともに、他の外出支援サービス(同行援護、行動援護など)の基準や運用との整理等を進め、適切なサービスの提供に向けても取り組んでいく。	
		・新型コロナウイルス感染症が流行する中、感染拡大の防止やサービス提供の維持・継続に向けて、指定事業所にマスクや消毒液を提供するほか、医療的ケア児の家庭に手指消毒用エタノールを送付している。	・感染症が収束するまでの間、サービス利用者等に必要な支援が継続されるよう、指定事業者の支援体制等の維持・確保が求められる。	・感染症が収束するまでの間、サービス利用者等に必要な支援が継続されるよう、指定事業者等と連携を密に図り、国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の着実な実施に取り組んでいく。		

理念	課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
					施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
(2) 相談支援			① 地域での相談支援等の充実	<p>●市役所や保健所、相談支援事業所において、それぞれの障害特性に配慮したきめ細やかな相談対応に努めるなど支援体制の充実を図るとともに、委託相談支援事業所の周知など相談窓口の明確化に取り組みます。</p>	<p>・委託相談支援事業所(7事業所)の延べ相談回数は、支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及に加え、子どもの育ち支援センター(いしあ)など関係機関からの支援の引継ぎ等に伴い、令和元年度は22,902回と依然として増加傾向にある。これら相談への適切な対応、支援に向けて、毎月開催する「あまがさき相談支援連絡会」で事業所間の連携強化を図るほか、「基幹相談支援センター」に配置した相談支援専門員が企画・立案し、情報共有や事例検討、テーマ別研修を行うとともに、いしあとの連絡会も開催して、近況や課題の共有、今後の連携策等について意見交換を行っている。</p>	<p>・相談回数の増加に伴い、その内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所については、障害福祉サービス以外の制度等も含めた知識の向上が必要となっている。平成29年度からは「基幹相談支援センター」の相談支援専門員も参画して研修等を実施するなど、事業所への支援に努めているが、各事業所においては業務繁忙や退職等もあり、相談員の人材確保やスキルアップが課題となっている。また、いしあから児童発達支援センターなど療育支援機関への支援者の引き継ぎにおいて、一定のスキームが確立できていないため、情報伝達や情報共有が速やかに実施できるよう整理していく必要がある。</p>	<p>・今後も高まる相談支援ニーズに対応するため、引き続き、委託相談支援事業所の連絡会を定期的に開催し、基幹相談支援センターの相談支援専門員がより効果的な研修等を企画・実施するなどして、相談員の知識や支援力の向上に取り組む。また、定期的にいしあと障害のある児童の支援機関等との意見交換の場を持ちながら、事例を参考に運用の改善を図るとともに、情報共有や連携スキームを確立するなど、発達に課題を抱える児童の切れ目のない支援に取り組んでいく。</p>
				<p>●入所・入院している人の地域生活への移行と定着を促進するため、住まいの確保やサービス利用に係る支援のほか、常時や緊急時の相談支援などを行う指定一般相談支援事業所の設置促進に取り組む。</p>			
				<p>●様々な相談や手続きへの対応をはじめ、専門的指導・助言、人材育成、関係機関・相談機関との連携の強化など、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るため、基幹型の総合相談窓口機能の設置に取り組んでいきます。</p>	<p>・地域の相談支援等の充実に向けては、平成29年度から「基幹相談支援センター等機能強化事業」を実施し、一部の業務を委託することで、相談支援体制の強化を図ることに加え、夜間・休日の緊急相談に係る電話受付業務を民間会社に委託することで、平成30年1月に開設した保健福祉センターを地域の相談支援体制の中核を担う「基幹相談支援センター」として位置付けている。</p> <p>・平成29年度から「相談支援」「就労支援」「地域生活支援」の中核を担う支援機関の設置や機能強化を図ってきており、それぞれの支援機関が中心となって指定事業所等の連絡会やネットワーク会議を定期的に開催することで、情報共有や連携強化を図っている。</p>	<p>・基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、就労や地域生活の支援センターなど本市の地域生活支援拠点の中核を担う支援機関が中心となり、自立支援協議会や指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催・運営しており、情報共有や連携強化が図れているため、継続した取組が必要である。</p>	
				<p>●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や福祉・保健・医療などの関係者で構成する自立支援協議会を開催し、障害のある人の地域生活における課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。</p>	<p>・障害当事者をはじめ地域の様々な関係者で構成する自立支援協議会を設置し、「くらし」「こと」「こども」「ガイドライン」をテーマにした4つの部会等を定期的に開催することで、障害のある人に関する社会資源の情報や支援体制に係る課題の共有、連携の強化等を図っている。なお、本市の相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業所が本協議会の事務局となり、これら部会等での協議を通じて、関係機関とのネットワークの強化に努めている。</p> <p>・自立支援協議会や事業所のネットワーク会議は、その開催頻度が高いため、参加が重複する支援機関や事務局の負担が軽減されるよう協議を進め、一部の会議体において開催回数を整理している。</p>	<p>・障害者支援に係る本市の会議体は、令和元年度に「医療的ケア児支援のための協議の場」、令和2年度にも新たに「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」が増えるなど非常に多く、その開催頻度も高くなっているため、引き続き、参加が重複する支援機関や事務局の負担軽減が課題となっている。</p>	<p>・本市の障害者施策の推進に向けては、引き続き、本市の「地域生活支援拠点」の中核を担う支援機関が中心となり、自立支援協議会や指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催・運営していくことで、障害当事者や地域の関係機関による協議の場を継続していく。また、一部の会議体で開催回数が減少したが、引き続き、負担軽減についても検討を進め、より効果的かつ効率的な運営体制となるよう協議していく。</p>
② 専門相談機関との連携	<p>●兵庫県立総合リハビリテーションセンター(高次脳機能障害相談窓口など)、兵庫県精神保健福祉センター、兵庫県難病相談センター、ひょうご発達障害者支援センター等との連携を図ることで、相談支援の専門性を高めます。</p>	<p>・障害のある人に対する相談支援については、必要に応じて、県の専門相談機関とも連携を図りながら対応している。なお、発達障害者支援センター(芦屋プラチ)と本市の委託相談支援事業所における相談者数は、近年ほぼ横ばいの人数で推移しており、令和元年度は●●●人となっている。</p>	<p>・引き続き、県の専門相談機関等と連携していくとともに、特にこれまで多くの発達相談を行ってきた芦屋プラチについては、平成27年度から市町村を支援する本来の二次的機関へと機能転換が図られたため、より一層の連携を図っていく必要がある。</p>				
	<p>●ひょうご発達障害者支援センター、市児童発達支援センター、委託相談支援事業所等との連携を進めながら、児童発達相談支援の充実を図ります。</p>						
③ ケアマネジメントの提供	<p>●障害のある人が必要に応じてサービスを適切に利用でき、かつ、総合的・継続的な支援が行えるよう、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成に取り組む。計画作成の促進にあたっては、行政窓口や委託相談支援事業所の体制強化を図るとともに、指定特定相談支援事業所などへの指導・助言や設置促進に取り組む。</p>	<p>・全ての支給決定者・児に対して「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成していくため、「障害福祉サービス等ガイドライン」と「移動支援事業ガイドライン」の適切な運用に取り組んでいる。また、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員や委託相談支援事業所が中心となり、相談支援事業所の担当者や障害種別ごとの「グループ勉強会」、新設の事業所や経験の浅い相談支援専門員を対象とした「書き方教室」を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組んでいる。その結果、利用計画の作成達成率は、平成28年度末の22.39%から令和元年度末時点では70.89%(全支給決定者・児 6,099人に対して 4,318人を作成)と大幅に増加している。</p>	<p>・利用計画の作成数は着実に増加しているものの、サービス利用者数も依然として増加傾向にあることから、全体の作成達成率は大きく伸びていない。また、利用計画の現状分析の結果をみると、特に知的障害のサービス利用者数が多いにもかかわらず、対応できる相談支援事業所や相談支援専門員が不足しているため、作成体制の強化が必要となっている。</p>	<p>・利用計画の作成促進に向けては、主に知的障害のある人を支援対象とし、市内で日中・施設系サービス事業所を多く運営する社会福祉法人を新たに委託相談支援事業所として設置し、作成数の増加に取り組むとともに、作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、委託相談支援事業所(計8事業所)と今後の進め方等について協議を重ねながら、一層の連携・協力を図っていく。また、引き続き、基幹相談支援センター等が中心となり、研修会や連絡会を継続的に開催するなどし、相談支援事業所の人材育成や確保、連携強化に取り組んでいく。</p>			
	<p>●利用計画の作成促進に向けては、各相談支援事業所の作成数や担当ケースの傾向、相談支援専門員の配置状況等の把握に加えて、計画未作成者の障害種別やサービスの利用状況等を基とした現状分析を行い、今後の対応策について検討を進めている。</p>						
④ 相談員活動の充実	<p>●障害のある人へピアカウンセリングなどを行う相談員に対して必要な情報の提供や相談活動の質の向上を図るための研修を行うとともに、関係団体等と連携を図ります。</p>	<p>・障害のある人に対する更生支援に対して、熱意と見識を持つ人を相談員に委嘱し、ピアカウンセリングや公的機関と結び役割等を担っていただくことで、市内居住の障害のある人への相談支援や指導等に取り組んでいる。なお、令和元年度(見込)における相談件数は、延べ1,001件となっている。</p>	<p>・相談員の支援活動は、障害のある人と市など公的機関をつなぐパイプ役としても必要不可欠であるため、相談員と行政の連携を一層深めていく必要がある。</p>	<p>・相談員の資質向上や行政との連携を深めていくため、新たな制度の周知や情報提供に取り組むとともに、定期的な研修会等の実施に努める。</p>			

理念	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
				施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり						
基本施策3: 療育・教育						
(1) 療育	① 療育支援の充実		●発達の違いや障害の疑われる乳幼児などに対して、心理判定士や保健師など専門の職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。	・障害のある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援(医療型・居宅訪問型を含む)を提供している。利用人数(月平均)については、平成26年度の273人から令和元年度(見込)は438人と増加傾向にある(参考:障害児通所支援全体の支給決定者数1,675人)。		
			●地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援を行います。また、多様化するニーズ等に対応するため、必要な機能の充実や体制の整備に取り組むとともに、西宮こども家庭センターやひょうご発達障害者支援センター等、関係機関と一層の連携を図ります。	・市立の児童発達支援センター(あこや学園・たじかの園)で実施する保育所等訪問支援については、訪問先への説明会や各種広報を行っているが、令和元年度(見込)の利用人数(月平均)は●人とほぼ横ばいの状況となっている。当該サービスについては、近年、民間の指定事業所によるサービス提供が増え続けていることから、全体の利用実績は増加傾向(令和元年度(見込)の利用人数(月平均):●人)にある。このほか、保護者や関係機関に対する専門的な療育指導については、障害児等療育支援事業を市内外の5事業所に委託し、実施している。	・保育所等訪問支援については、安定的かつ効果的な実施に向けて、市立の児童発達支援センターが中心となり、引き続き、保護者や訪問先の支援ニーズの把握、適切なサービス提供等に取り組む必要がある。	・保育所等訪問支援については、児童発達支援センターが指定事業所の状況等を把握しながら、教育機関とも連携を図り、引き続き、訪問先や保護者間での周知に取り組むとともに、障害児等療育支援事業とあわせて、支援ニーズの把握を進め、安定的かつ効果的な事業運営となるよう検討していく。
			●障害のある子どもの地域生活を支えるため、保護者への療育指導や障害のある子どもを受け入れる保育所等への指導・助言を行う障害児等療育支援事業を実施します。			
			●「あまっこファイル」は誰もが使えるようホームページに掲載するとともに、その書き方や活用方法についての説明会を開催していきます。また、支援にかかわる機関の連携や情報の共有などに活用されていくよう努め、「途切れない支援」につなげていきます。	・尼崎市自立支援協議会の「あまっこ部会」において、継続的にサポートファイル(あまっこファイル)の説明会や市報等を活用した広報・周知に取り組むとともに、当該ファイルの内容についてリニューアルを行っている。	・リニューアルした「あまっこファイル」の一層の活用に向けては、関係する支援機関の取組との連携を深めていく必要がある。	・「あまっこファイル」の活用促進に向けては、保健所や「いしくあ」、相談支援事業所等と協議し、各支援機関の取組と連携を図るとともに、引き続き、定期的な説明会の開催等に取り組んでいく。
			●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある委託相談支援事業所や保健所、こども家庭センターなどの関係者で構成する自立支援協議会「あまっこ部会」を開催することで、本市における療育等に関する課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。	・医療的ケア児への適切な支援に向けては、令和元年9月に保健、医療、障害福祉、教育等の関係者による部会を立ち上げ、今後の進め方について協議したほか、兵庫県圏域コーディネーター等による「阪神圏域連絡会」と現状の課題や取組状況、それぞれの役割等について共有を図った。また、本市における医療的ケア児の実態把握を進めたいため、保健所や基幹相談支援センター(南北保健福祉センター)、特別支援学校等が保有するデータを集約して、リスト化を図っている。	・医療的ケア児については、近年、総合病院からの退院件数も増えていることから、地域における支援・連携体制の早急な整備が必要となっている。	・医療的ケア児の適切な支援に向けては、まず、総合病院からの退院連携スキームを確立するため、病院や診療所、訪問看護ステーションとも連携を図りながら、より詳細な実態把握に努めていく。また、地域における支援・連携体制については、基幹相談支援センターに配置する「医療的ケア児支援コーディネーター」を中心とした相談支援機能を設置していくなど、引き続き、部会等において協議を進めていく。
			●保育所や幼稚園において障害のある子どもを受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育等を行います。また、発達の遅れや障害の疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、集団生活における必要な支援を行うため、医療機関や相談機関等と連携していきます。	・障害児保育など多様な保育ニーズに対する保育サービスを提供できるよう、法人保育園等への補助を行っている。	・障害のある子どもの集団生活への適応を支援するため、引き続き、効果的な事業実施に向けて、保護者や訪問先の支援ニーズの把握等に取り組むことが課題となっている。	・法人保育園への補助金を継続して、特別保育事業の実施を促進することにより、多様化する保育ニーズに対応していく。
			●保育所や幼稚園における、眼局性学習障害(SLD)、注意欠如・多動性障害(AD/HD)、自閉症スペクトラム障害(ASD)などの早期発見と実態を的確に把握するため、心理判定士などの人材の確保に努めます。	・家庭での子育ての支援を図るため、市立幼稚園においては、臨床心理士による子どもの成長や発達に関する講演会を各園で実施するとともに、特別な支援を要する幼児を受け入れる特設学級を全園に設置して教員を配置するなど、個々の発達に応じた学びの環境を整えている。	・公立保育所長6名、法人保育園長6名で構成する連絡会を開催し、保育の質の向上について協議し取り組んでいる。	
			●障害のある子どもへの保育に関する研修を行い、保育士の専門性の向上や保育内容の充実を図ります。	また、令和元年度も公私立保育所の連絡会を5回実施するほか、職員への専門研修を25回、職場内研修の内、障害児保育に特化したものを●●回、計●●回開催し、保育の質や職員の資質向上を図っている。	専門研修については、法人保育園や小規模保育事業所、認定こども園等からの参加も増加しており、尼崎市内にある保育施設全体の保育の質の向上につながっていると考えている。また、公立保育所においては、職場内研修で「障害児保育に関する研修」に取り組む回数が増加している。	・子ども・子育て支援新制度においても職員の質の向上が明記されていることから、今後も法人保育園はもとより、小規模保育事業所や認定こども園等の従事者の質の向上も含めた支援体制の構築に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人材育成の体制づくりに取り組んでいく。
			●障害のある子どもと市内の保育所・園児が一緒に過ごしふれあう「保育交流」を実施し、子どもたちの社会性や積極性を育むとともに、お互いの理解を深めます。また、療育等の経験を通じて、保育士のスキルアップや保育内容の充実につなげます。			
			② 保育の充実			
③ 放課後の支援		●放課後等デイサービスや日中一時支援の充実を図り、障害のある子どもの生活能力の向上や居場所づくりに取り組みます。また、児童ホームにおいても留守家庭の障害のある子どもを受け入れ、本人はもとよりその家族にとっても、安心できる放課後の居場所を提供します。	・障害のある子どもに放課後等の居場所を提供し、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う放課後等デイサービスを提供している。利用実績は依然として大幅に増加しており、利用人数(月平均)も平成26年度の372人から令和元年度(見込)は985人となっている。	・児童発達支援や放課後等デイサービスについては、地域の基盤整備も進み、支給実績も増加していることから、障害のある児童の療育支援に寄与している。特に放課後等デイサービスは、依然大幅な伸びを示しており、利用ニーズが高いことが伺えるが、サービスの質の担保が課題となっている。	・放課後等デイサービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、支援の質の向上を図る観点から、国において当該サービスのガイドラインの遵守や自己評価結果の公表、事業所職員の経験者配置等の見直しが行われているため、これら制度について一層の周知を図っていく。	
			・保護者が昼間、労働等による不在のため、家庭において保護を受けることができない留守家庭児童に対し、児童ホームにおいて安全な生活の場を提供するとともに、集団生活の中での遊びを通して生活指導、余暇指導を行っている。なお、待機児童対策として、令和2年度の導入に向け、新たに1か所の公設児童ホームを開設するとともに、既存の公設児童ホームの定員増(20人)を行っている。また、民間児童ホームについては、新たに5か所(107人定員)が開設されている。	・児童ホームの待機児童対策については、「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、民間児童ホームの活用とともに、校舎活用や施設整備による公設児童ホームの定員増に取り組む必要がある。	・児童ホームの待機児童の解消を図るため、公設及び民間児童ホームの定員増に取り組んでいくとともに、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、条例で規定した放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準を遵守することで、質の確保・向上等を図っていく。	

理念	課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
					施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育			① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●尼崎養護学校における指導体制の一層の充実を図るとともに、特別支援教育のセンター的機能を高めます。</li> <li>●幼稚園、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育を充実します。</li> <li>●個別の指導計画により、一人ひとりに応じた指導を充実します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備をはじめとする環境の整備や、生活介助員や教育支援員、特別支援ボランティアを配置し、教育的ニーズに応じた指導の充実を図っている。</li> <li>・特別支援学校や特別支援学級、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、特別支援コーディネーターを中心に学校全体で取組を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介助員や教育支援員、更に特別支援ボランティアを配置し、支援を行っていることで、本人の日常生活面や情緒面の安定等の効果があり、学校・保護者からも高い評価を得ている。しかし、支援の必要な児童生徒が年々増加傾向にあることから、生活介助員、教育支援員の増員やボランティアの確保・計画的な活用などを含め、状況に応じた対応が課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行えるよう、今後とも生活介助員や教育支援員、特別支援ボランティアを効果的に活用するなど、支援体制の充実を図っていく。</li> </ul>
			② 適切な就学指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある児童生徒一人ひとりの将来を見据え、教育、心理学、医学など幅広い分野の専門家からなる「就学指導委員会」が、望ましい就学先について、専門的・多角的な観点から慎重に協議します。</li> <li>●保護者や学校、関係機関と連携を図り、障害のある児童生徒のライフサイクルにおける教育的ニーズに応じた就学先について、保護者との合意形成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりの将来を見据え、教育・心理学・医学など幅広い分野の専門家からなる「教育支援委員会」が、望ましい就学先について、専門的・多角的な観点から慎重に審議しており、その判断とともに、保護者の意見を聴取り、就学先についての合意形成を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学先の決定にあたっては、教育支援委員会の意見を踏まえ、本人や保護者の意見を尊重しながら、本人や保護者と学校・市教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っており、引き続き、慎重に対応していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学先の決定にあたっては、引き続き、本人や保護者と学校・市教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るなど、慎重に対応していく。また、就学後の学びの場の変更等についても、必要に応じて慎重に対応していく。</li> </ul>
			③ 特別支援教育の理解・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校園内及び学校園間の交流及び共同学習、地域社会との多様な交流活動の充実を図ります。</li> <li>●障害のある児童生徒が積極的に活動し、地域社会におけるQOL(生活の質)を高めることができるよう、保護者及び地域社会に対して障害のある児童生徒の理解と啓発に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校と特別支援学級の作品展を実施し、理解・啓発を図っている。</li> <li>・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の理解・啓発を進めるため、校園内・校園間の交流や共同学習を推進し、お互いの違いを認め合い、共に助け合って生きていくことを学ぶと共に、保護者や地域などへの理解・啓発を図るきっかけとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を進めるため、交流や共同学習を推進し、お互いを認め合い、共に助け合って生きていくこと等を学ぶ教育の推進に取り組むとともに、保護者や地域などへ理解啓発を図っている。また、就学前の保護者に向けては就学説明会を実施するなど、特別支援教育への理解を深める機会を設けている。今後ともこのような取組を継続していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を進めるため、交流や共同学習を積極的に取り入れ、全ての幼児児童生徒が多様性を尊重する心を育成し、共に学ぶとする態度が養えるよう、今後とも学校園に周知を図っていく。また、保護者に向けては、引き続き就学説明会や就学相談の場等において、理解・啓発を行っていく。</li> </ul>
			④ 教職員の指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別な教育的支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、学校全体で教育を展開するという観点から、全ての教職員が正しい理解と認識を持ち教育活動に取り組みめるよう、特別支援教育について学校園内の研修を充実させます。</li> <li>●教職員のニーズに応じた研修講座を実施するとともに、コーディネーター研修等の専門研修を充実し、各学校園における特別支援教育の中核になる教員の育成に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修において、特別支援教育研修を必修として取り入れている。また、職務に応じた研修においても、特別支援コーディネーター研修等を実施し、指導力の向上を目指している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上に向けて、それぞれの研修の形態を工夫改善するとともに、計画的な実施に取り組むことで、必要な支援の在り方、継続した支援の大切さ、関係機関との連携の重要性の認識を深めるなど、教員の特別支援教育に対する意識を高まっている。学校園においては、共通理解を行い、一人ひとりに応じた適切な指導・支援が行えるよう、事例検討会や校内研修等を実施し、校園内体制を構築している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の人数や形態の更なる工夫改善とシリーズ研修の取組など、今後も研修の充実を図り、教職員の指導力向上に取り組んでいく。なお、令和2年度は、あまよう特別支援学校や特別支援教育担当とも共催し、「特別支援コーディネーター研修」等の研修を実施していくほか、新たに策定する「尼崎市特別支援教育の方針(仮称)」の趣旨を周知していく。</li> </ul>
			⑤ ライフサイクルに応じた支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育・医療・福祉等の機関が連携して、「尼崎市特別支援連携協議会」を組織し、ライフサイクルを見通した支援体制の構築に努めるとともに、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成し、活用します。</li> <li>●保護者及び労働・福祉等の関係機関との連携を深め、自立や社会参加を目指し、一貫した進路指導体制づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校園において個別の教育支援計画や個別の指導計画等を活用し、一人ひとりの自立や社会参加を目指した、一貫した進路指導体制作りを推進している。</li> <li>・各学校園において個別の教育支援計画や個別の指導計画等を活用し、一人ひとりの自立や社会参加を目指した、一貫した進路指導体制作りを推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校園においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づいた支援体制を構築するとともに、学年が上がる時だけではなく、就学移行期においても、個別の教育支援計画と個別の指導計画を適切に引き継ぐことにより、一貫した支援の継続を図っている。また、関係機関とも情報を共有することにより、医療や福祉等とも一貫した支援体制が構築できるよう取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校や特別支援学級、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、今後とも、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、特別支援コーディネーターを中心に学校全体で指導・支援ができるよう、学校園と市教育委員会が連携を図りながら取り組んでいく。また、個々の課題に対応し、医療や福祉等との連携を強化するため、これまで同様、必要に応じて関係機関とケース会議を行っていく。</li> </ul>
(3) こころの教育・支援			① 学校教育の中での福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人を取り巻く問題を含め、人権に対する理解と認識を深めるため、道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して、学ぶ機会をつくり出す。また、「トライやる・ウィーク」等による福祉施設での体験活動を通じた経験や学校との交流を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市においては、中学2年生が農林水産体験活動や職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、その他異文化交流や情報・科学技術・環境等に関する活動など、地域や学校の実態に応じた様々な体験活動を行う「トライやる・ウィーク」推進事業を通じて、人とかかわりの中で、働くことの意味や楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めるなど、生徒一人ひとりが自分の生き方を見つけれられるように支援を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「トライやる・ウィーク」については、ほとんどの生徒が充実した活動であったと感じている。今後は、学校や地域と連携して、生徒のニーズへの対応や受け入れ先の拡大等を図り、社会の一員としての自覚を高める支援を充実させていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「トライやる・ウィーク」については、「地域に学ぶ」という事業趣旨に基づいて、引き続き、学校・家庭・地域の連携を深めながら、社会全体で子どもの人間形成や社会的自立に向けた支援ができるよう取組を進めていく。また、一部学校においては、規範意識の育成取組の中で、共生の心を育成すること等を目的に障害のある人等を講師に招き、講演会を実施している。今後もこのような取組を継続していく。</li> </ul>
			② 教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神的な不安や様々な悩みを抱える児童生徒及びその保護者等に対して、心のケアや問題の解決に向けた早期の対応・支援を行うため、家庭やスクールカウンセラーのほか、医療や保健、福祉など関係機関との連携を強化することで、学校内の教育相談体制の充実にも努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会では、4歳から18歳までの子どもやその保護者、また教職員に対して不登校や発達等の悩みに対応するために、身近で気軽に相談できる環境づくりを進めて教育相談・支援体制を充実させている。また、必要に応じて、医療や福祉など専門機関との連携を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談については、見立てと経過、目標を明確にして、複雑かつ多様化している相談内容にきめ細やかな支援を行っている。教育相談のニーズはますます高まると考えられることから、現在の取組を維持しつつ、子どもや家庭、学校園への支援体制のさらなる充実を図っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容が複雑化・多様化していることから、学校園や福祉、医療等の関連機関や専門機関との連携をさらに強化し、児童生徒等の悩みや心のケアに取り組んでいく。また、学校園へのコンサルテーションの充実を図り、予防的な取組も進めていく。</li> </ul>

理念	課題	基本施策		取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
		施策の方向性				施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
		基本施策4: 雇用・就労						
(1) 雇用機会	① 就労に関する支援・相談体制等の充実	●障害のある人の就労を支援するため、就労移行支援など就労系サービスの利用促進を図るとともに、「 <b>「</b> 尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」の機能充実に努め、就労相談や職場内実習など機会の提供、雇用先の開拓・確保等に取り組めます。また、障害のある人の就労支援にあたっては、個々の能力や特性に応じた支援に努めるとともに、本人が抱える不安や悩みを十分に理解するなど継続的な支援を行います。		<p>・障害のある人の一般就労を支援するため、就労移行支援を提供している。利用人数(月平均)については、平成26年度の82人から令和元年度(見込)は104人と順調に増加している。</p> <p>・「障害者就労支援事業」の委託機関である「<b>「</b>尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」において、就労相談や職場内実習等の機会の提供、雇用先の開拓や確保、企業との橋渡し、就労・定着に向けた支援等に取り組んでいる。また、センターの利用者は年々増加傾向にあるため、平成29年度からセンターの就労支援員を1名増員(計5名体制)して、特に就労定着に向けた支援の充実を図っている。</p> <p>・市役所における障害者雇用については、令和元年度から採用試験の受験資格を、従前は身体障害者手帳の交付を受けた者のみとしていたが、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳の交付を受けた者も加えて対象を拡大し、受験の機会を確保しており、法定雇用率(2.5%)を達成している。なお、受験時や採用された場合に必要となる配慮事項については、申込書の別紙に記入いただくことで、その対応にあたっている。また、障害者雇用促進法の改正に伴い「障害者活躍推進計画」を作成しており、令和2年4月1日から公表・運用することとしている。</p> <p>・市役所内において職場体験や就労実習を行う「<b>「</b>障害者就労チャレンジ事業」については、平成30年度に「<b>「</b>障害者就労支援事業」へ統合し、新たに専用の執務スペース(本庁舎中館1階)を確保して利用者(チャレンジャー)の受入人数を拡大(最大3名)するとともに、就労実習の指導員を新たに1名配置するなどし、支援にあたっている。また、「しごとくらしサポートセンター」からもチャレンジャーの受入れを行うなど、令和元年度は10人の支援にあっており、平成27年度から令和元年度の5か年の実績はチャレンジャー32人を受け入れ、そのうち10人が一般就労に結びついている。</p>	<p>・就労移行支援は事業所数・利用者数ともに増加しており、サービスの提供体制については一定整備されてきている。</p> <p>・「<b>「</b>尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」については、新規のみならず、継続的な支援を必要とする利用者も年々増加していることや、法定雇用率の引き上げや就職後の定着支援の制度普及等によって、今後も就労希望者の増加が予想されることから、引き続き、支援の充実に努めていく必要がある。</p> <p>・市役所における障害者雇用については、現状、法定雇用率を達成しているが、今後も地方公共団体における法定雇用率の引き上げが予定されているため、その対応に向けた取組が必要となっている。また、新たに策定した「<b>「</b>障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある市職員が職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施していくとともに、本市の障害者就労に係る各事業や取組と連携を図っていく必要がある。</p> <p>・「<b>「</b>障害者就労チャレンジ事業」については、これまでチャレンジャーの任用が常時1名で概ね2か月毎に入れ替わり、その障害特性も多種多様であることから、個々の能力等に合わせた育成や支援が難しい業務となっていた。今般の事業拡充により、任用人数や期間を拡大するとともに、支援体制の拡充等を図っているが、引き続き、多様な障害特性や個々の能力等に応じた育成・支援となるよう取り組んでいく必要がある。なお、毎年度一定数の利用者が就労に結びついており、就労意欲の向上や就労支援に寄与している。</p>	<p>・就労移行支援については、近年、急激に事業所数が増加しているため、就労支援事業所のネットワーク会議と連携を図るとともに、実地指導等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。</p> <p>・「<b>「</b>尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」については、特に就労定着に向けた支援についての検証を行っていくとともに、市内の就労支援事業所とのネットワーク会議を定期的に開催するなど、一層の連携に取り組んでいく。</p> <p>・市役所における障害者雇用については、引き続き、法定雇用率の達成義務を果たしていくため、退職動向や他自治体の取組等も確認しながら、計画的な採用に取り組むとともに、雇用した職員へ適切な配慮に努めていく。また、新たに策定した「<b>「</b>障害者活躍推進計画」の進捗状況のチェック等を適宜行い、本市の障害者就労に係る各事業や取組も含めて、一体的な支援となるよう関係部局と連携を図っていく。</p> <p>・「<b>「</b>障害者就労チャレンジ事業」については、これまでの課題点を解消し、より効果的な支援ができるよう、新たな支援体制のもと、事業の運営手法や効果等について検証を進めていくとともに、チャレンジャーの個々の能力等に応じた業務を安定的に確保できるよう、今後一層の事業周知や各所属との連携に取り組んでいく。</p>		
		●尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり、兵庫障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど関係機関の連携構築や、職場適応援助者(ジョブコーチ)等の周知などに取り組み、就労に関する情報提供や職場定着の支援等に努めます。						
		●市役所や市の関係機関における障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用を図ります。また、市役所において職場体験や就労実習を行う「 <b>「</b> 障害者就労チャレンジ事業」を継続して実施することで、障害のある人の就労意欲の高揚を図り、一般就労の促進につなげます。						
		●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある就労支援事業所や委託相談支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係者で構成する自立支援協議会「 <b>「</b> あまのしごと部会」を開催し、本市における就労に関する課題や必要な支援等についての共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。						
		●障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成制度の周知等に努め、障害のある人を雇用する企業等の支援に取り組めます。また、重度障害のある人の雇用促進に取り組む「 <b>「</b> 阪神友愛食品(株)への支援を行います。						
		●改正障害者雇用促進法に規定する、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や職場環境における障害のある人への合理的配慮の提供義務等については、研修の開催をはじめ本市ホームページ等の活用、市内経済団体との連携・協力による周知や啓発に取り組むことで、企業等の理解促進につなげていきます。						
(2) 企業等への支援・理解の促進	② 企業等への支援・理解の促進	●公正な採用選考を推進するための企業等への支援・理解の促進に向けては、平成29年1月に締結した雇用対策協定のもとで、兵庫労働局・ハローワーク尼崎と一層の連携を図る中で、市ホームページをはじめ、企業が参加する企業人権・同和教育合同研究会や尼崎雇用対策協議会の機会を通じ、障害者雇用の現状や企業に対する助成金制度等について説明や啓発を行っている。特に啓発事業については、令和元年度に「 <b>「</b> 企業内における大人の発達障害」をテーマとした研修(11/13)を実施するとともに、「 <b>「</b> 障害者に対する合理的配慮の提供」や「 <b>「</b> 障害者雇用を支持する助成金説明会」についてのチラシを送付している。		<p>・企業等への支援・理解の促進に向けては、兵庫労働局、ハローワーク尼崎と一層の連携を図り「<b>「</b>障害者雇用の促進」等を研修テーマとして啓発事業を行う中で、企業への支援体制の充実が一定図られている。また、平成30年4月から引き上げられている障害者の法定雇用率についても、ホームページ等での周知PRのほか、各種啓発事業において、兵庫労働局、ハローワーク尼崎とともに一層の周知徹底に注力していく必要がある。</p>	<p>・引き続き、兵庫労働局、ハローワーク尼崎と一層の連携を図るとともに、企業が参加する各種会議体等を通じて、法定雇用率の達成状況をはじめ、国等が実施している各種助成制度や優遇措置等について積極的に情報発信を行う。また、企業内人権研修推進事業等を通じて、市内企業の人事労務担当者に対して、人権意識の啓発を行い、市内企業における障害者雇用の促進に取り組んでいく。</p>			

理念	課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
					施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
		(2) 多様な就労	① 多様な形態での就労支援	<p>●一般就労が困難な障害のある人に対して、働く機会の提供や就労に必要な支援を行うため、就労継続支援(A・B型)のサービスを提供します。</p>	<p>・就労継続支援(A・B型)は事業所数・利用者数とも大幅に増加しており、サービスの提供体制については一定整備されてきているが、サービスの質の担保が課題となっている。なお、就労継続支援(A・B型)については、利用者の賃金等の支払いに報酬を充てている事業所(A型)や、基本報酬の算定に係る利用者工賃の算出方法が適正でない事業所(B型)が見受けられるため、引き続き、実地指導等を通じて、経営改善に向けた指導等に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>・就労継続支援(A・B型)は事業所数・利用者数とも大幅に増加しており、サービスの提供体制については一定整備されてきているが、サービスの質の担保が課題となっている。なお、就労継続支援(A・B型)については、利用者の賃金等の支払いに報酬を充てている事業所(A型)や、基本報酬の算定に係る利用者工賃の算出方法が適正でない事業所(B型)が見受けられるため、引き続き、実地指導等を通じて、経営改善に向けた指導等に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>・近年、急激に事業所数が増加している就労継続支援(A・B型)については、引き続き、実地指導等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めている。特にA型事業所については、「経営改善計画書」の提出や面談等により改善内容等の確認を進めているが、今後、改善が見込まれない事業所については、行政指導等も検討していく。</p>
				<p>●障害の状況に応じた多様な日中活動(生産活動、創作的活動、訓練等)を提供するため、地域活動支援センター等を運営する事業者への支援を行います。</p>	<p>・多様な日中活動を提供する「地域活動支援センター」の運営を支援するため、令和元年度は37か所(市内26か所、市外11か所)への補助を行っている。</p>	<p>・地域活動支援センターについては、小規模事業所からの移行が進んでいない中、近年は法定サービス事業所への移行や、同法人が運営する当該センターの合併等により、市内の設置数や利用人数は減少傾向にある。なお、本市では生活介護や就労系サービスの利用人数が増加傾向にあり、利用希望者に対して一定の日中活動の場を提供できているが、多様な活動の場の確保に向けて、引き続き、当該センターの運営を支援していく必要がある。</p>	<p>・地域活動支援センターについては、多様な働き方や社会参加の在り方を見出ししていくという意味での存在は意義が大きく、安定的な運営のために市単独の支援を行い、実効性を挙げている点は評価できる。一方で、就労継続支援や生活介護等との差異がなく、その範囲で事業が成り立つ施設も存在する。今後は、現状を精査し、必要に応じて障害福祉サービス事業所への移行を進めるとともに、施設の安定経営と活動内容の充実に向けて協議・検討していく必要がある。</p>
			② 販路拡大等への支援	<p>●障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立を促進するため、市の調達方針のつとりに、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。</p>	<p>・障害者優先調達の推進に向けては、特定随意契約の制度化(3年毎の事業者選定を含む。)や障害者優先調達推進法に基づく市の調達目標の達成に向けて取り組んでいる。また、新たに実施している「障害者就労施設等販路開拓事業」の取組と併せて、市内の障害者就労施設等の取扱製品や役務内容のリストの更新準備に取り組み、市のホームページや掲示板に掲載して周知を図っている。</p>	<p>・障害者優先調達の推進については、発注する所属や調達できる製品・役務の固定化等により、低調な実績が続いているため、庁内各課の発注や市内施設の受注に対するコーディネートの実実等を図っていく必要がある。</p>	<p>・障害者優先調達の推進については、これまでの課題点を解消し、本市の受注実績を向上させていけるよう、「障害者就労施設等販路開拓事業」の取組に併せて、市内の障害者就労施設等の取扱製品や役務内容をリスト化するとともに、発注に係る事務手続きのマニュアル化に取り組み、庁内に一層の周知を図っていく。</p>
				<p>●障害者就労施設等の受注機会や販路の拡大につなげるため、市のイベントや庁舎等を活用した広報・販売をはじめ、自立支援協議会「あまのしごと部会」を通じた情報発信や企業のイベント等に対する協力支援に取り組めます。</p>	<p>・障害者就労施設等の受注機会の確保・拡大に向けては、平成30年度に「障害者就労支援事業」を拡充し、新たに「障害者就労施設等販路開拓事業」を下半期から実施しており、新たな取組を進めている。受注支援を行う推進員を新たに1名配置し、「共同受注窓口(機能)」を確保することで、発注先の企業等と受注施設とのマッチングや販促活動等の支援にあたり、市内の障害者就労施設等に直接訪問し、聞き取り調査を行うことで、各施設の運営状況や課題等の把握に努めている。また、施設の製品や役務等を紹介するため、令和元年12月から専用のホームページ「ジョブリンクama」を開設するほか、共同受注の支援により、発注企業(7社・12件)から15事業所への契約に結び付けている。さらに、尼崎市自立支援協議会を通じて、継続的に企業イベントへの出店や市役所本庁舎を活用した庁内販売「尼うえるフェア」を開催(令和元年度:5回開催)するほか、販売施設を対象に食品表示や衛生管理に関する研修会を開催している。</p>	<p>・障害者就労施設等の受注機会の確保・拡大については、「共同受注窓口」の機能を活かしつつ、「尼うえるフェア」など販売機会の増大を図るなどし、市内施設の平均工賃の向上に資する支援に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>・障害者就労施設等の受注機会の確保・拡大については、より効果的な支援ができるよう、新たな支援体制のもと、事業の運営手法や効果等について検証を進めていく。また、庁内販売「尼うえるフェア」や企業イベントへの出店についても、機会の増大を図りつつ、引き続き、自立支援協議会とも連携しながら取組を進めていく。</p>

理念	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
				施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
基本施策5: 生活環境、移動・交通						
(1) 生活環境		① 住宅の確保等	<p>●グループホームの整備については、利用ニーズ等の把握に努めるとともに、国の補助制度を活用することで、整備の促進を図ります。また、必要な時に長期・短期の利用ができ、緊急の対応や相談等にも応じることができる「地域生活支援拠点等」の整備に取り組めます。</p> <p>●グループホームの利用者が安心して生活できるよう、消防法等の基準に適合させるための改修や設備設置など施設整備に対する支援を行います。</p>	<p>・グループホームの整備については、平成30年度から、新規開設時の初度備品や消防設備の設置費用等の一部補助を行う「グループホーム等新規開設サポート事業」を実施し、市内開設の促進を図っており、令和元年度は6ホーム(定員合計29人)に補助を行っている。また、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」を令和2年度中に市内で整備できるよう、「社会福祉施設等施設整備費補助金」の補助事業者を募集し、選定委員会において審査・選考を行った。なお、令和元年度における市内の定員数は453人(令和元年度末時点)と増加傾向にある。</p>	<p>・グループホームについては、施設等から地域生活への移行や保護者の高齢化による「親亡き後」の生活を見据えて、既存の補助事業を活用しながら、引き続き、計画的な整備の促進を図っていく必要がある。特に、「日中サービス支援型グループホーム」は新たな類型のグループホームであり、本市での設置は初めてとなることから、サービスの質の確保や運営状況の評価方法等について整理していく必要がある。</p>	<p>・グループホームの整備促進に向けては、引き続き、既存事業を有効に活用するとともに、改めて利用ニーズや事業所の状況等の把握を進めながら、次期障害者計画に具体的な整備方策等を盛り込んでいく。また、「日中サービス支援型グループホーム」の整備や運営の評価等について整理を進めていく。</p>
			<p>●市営住宅の入居者募集時に、障害のある人への優先枠を確保します。</p>	<p>・障害のある人の地域生活の支援については、平成29年度から「障害者安心生活支援事業」を委託実施し、「緊急時の受け入れ・対応」や「地域の体制づくり」の機能を確保するとともに、その他必要な機能については、「基幹相談支援センター」を始めとした地域の複数機関が分担することで、本市における「地域生活支援拠点(面的整備型)」を整備している。当該事業により配置したコーディネーターが、これまでのグループホームや短期入所に続き、令和元年度は生活介護の事業所を直接訪問し、聞き取り調査等を行うことで運営状況等の把握に取り組んでいる。また、指定事業所のネットワーク会議を定期的に開催し、利用状況の把握やホームページへの公表等に取り組むほか、令和元年度は防災・感染症対策や人材育成の方策等の情報共有に加え、委託相談支援事業所も参画して、計画相談支援事業所との連携等について意見交換を行っている。(令和元年度は4回開催)。</p>	<p>・「地域生活支援拠点」については、指定事業所のネットワーク会議において、運営状況等の共有を図るほか、他サービスの事業所との連携等について意見交換を行うなど横断的な連携が図れてきている。現行の取組の評価・検証を基に、地域課題の共有や生活介護など日中活動系サービス事業所との連携など取組の充実が求められている。</p>	<p>・障害のある人の地域生活の支援については、各支援機関の地域課題を共有し、本市の「地域生活支援拠点」が持つ機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、既存のネットワーク会議の定期的な開催に加えて、令和2年度は新たに生活介護事業所によるネットワーク会議も立ち上げ、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研究会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に繋げていく。</p>
			<p>●障害のある人の賃貸住宅への入居支援として、ひょうごあんしん住宅ネット等の活用を図ります。</p>	<p>・市営住宅において、旧耐震基準に基づいて建設された高層住宅や中層ラーム構造住宅は、耐震性に課題があるため、建替えや耐震補強により耐震化を図る必要がある。特に中層ラーム構造住宅は、エレベーターが設置されていないことから、原則として建替えを行い、耐震化だけでなくバリアフリー化の対応も図ることとしている。また、新耐震基準に基づいて建設された中層片廊下型住宅についても、エレベーターを設置し、バリアフリー化を図ることとしている。これらの事業を計画的に実施するため、平成24年12月に市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画を策定し、平成28年12月には尼崎市営住宅建替基本計画を策定している。なお、令和元年度は、市営時友住宅の建替事業が完了し、西昆陽・宮ノ北住宅において順次建替えを行っている。</p>	<p>・市営住宅については、「尼崎市営住宅建替基本計画」に沿って、バリアフリー化が進められている。</p>	<p>・市営住宅については、「尼崎市営住宅建替基本計画」に沿って、着実にバリアフリー化を図っていく。</p>
			<p>●市営住宅を建替える際には、バリアフリー化の対応を図ります。また、既設の市営住宅のうち新耐震基準に適合する中層片廊下型住宅を対象に段階的にエレベーターの設置を進めます。</p>	<p>・障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。</p>	<p>・障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業において、入浴補助用具や歩行補助杖、移動・移乗支援用具など自立生活支援用具の支給や、住宅改修費の助成を行っている。</p>	
		② 住宅のバリアフリー化	<p>●「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などに基づき、公共及び民間建築物や道路、公園などの施設のバリアフリー化に取り組めます。また、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、施設の整備にあたってはユニバーサルデザインの考えを普及・啓発します。</p> <p>●公共施設の整備や改築等の際は、スロープの設置やオストメイト対応トイレの整備、障害のある人等の専用駐車スペースの確保等、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。</p>	<p>・公共施設の整備・改善については、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」において、その性能、用途に応じて必要な機能や規模、それに基づく適正な施設寿命等を十分に精査するとともに、長期的な市民ニーズの変化に柔軟に対応できるように検討を進めている。また、平成29年度に策定した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」と令和元年度に策定した同計画の「今後の具体的な取組」、平成30年度に策定した「第1次保全計画」に基づいて取組を進めている。</p>	<p>・公共施設の整備・改善にあたっては、今後の取組内容を示した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」と同計画の「今後の具体的な取組」、「第1次保全計画」に基づいて、引き続き、着実に取組を進めていく必要がある。</p>	<p>・公共施設の整備・改善については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」の内容を具体化した同計画の「今後の具体的な取組」と「第1次保全計画」に沿って、引き続き、取組を進めていく。</p>
			<p>●障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。</p>			

理念	基本施策	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
				施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
	基本施策 施策の方向性	① 公共交通機関の整備等	<p>●誰もが円滑に移動でき、また利用しやすい交通環境の形成に向け、公共交通機関の一層のバリアフリー化を推進するとともに、公共交通の利用案内情報ツールの拡充等に努めます。</p> <p>●障害のある人等のための駐車スペースの適正な利用を推進する「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の周知に取り組みます。</p>	<p>・交通弱者の社会参加等の促進を図るため、平成21年3月以降、全ての市営バス車両についてノンステップバスを導入しており、平成28年3月の市営バス事業の民間移譲後も車両の更新についてはノンステップバスを導入し、全車ノンステップバスによる運行を継続している。また、「兵庫ゆずりあい駐車場制度」については、平成27年4月から利用証の申請受付業務を行っており、令和元年度は●●●件に交付している。</p>	<p>・これまで、市営バス事業が交通弱者の日常生活を支える重要な移動手段として役割を担ってきたことを踏まえると、民間事業者への移譲後も、その役割が維持・継続されるよう努めていく必要がある。</p> <p>・兵庫ゆずりあい駐車場制度については、二所化に伴い、申請と手帳交付が同じ場所になったため増加した。今後も制度周知を図る必要がある。</p>	<p>・市営バス事業の移譲事業者が車両更新を行う際に、ノンステップバス車両が継続されるよう最大限の配慮を求め、その実現に向けて協議、調整を行っていく。</p> <p>・兵庫ゆずりあい駐車場制度については、継続した周知が必要であるため、市報やホームページ、関係課の窓口において、引き続き周知を図っていく。</p>
		② 外出に係る支援	<p>●障害のある人の移動を支援するため、市営バスの特別乗車証の交付を継続します。</p> <p>●福祉タクシー利用料助成、リフト付自動車 派遣事業を実施するとともに、障害のある人に対する民間交通機関や有料道路等の割引制度の周知に努めます。また、障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加への支援を行うため、自動車運転免許の取得費や自動車改造費の助成を行います。</p> <p>●障害のある人の外出や社会参加を支援する移動支援事業の実施にあたっては、利用者への適切なサービス提供の確保や持続可能な制度の構築等に取り組みます。</p>	<p>・障害のある人の日常生活の移動を支援し、社会参加の促進を図るため、バスの特別乗車証のほか、福祉タクシーやリフト付自動車の利用チケットを交付しており、特に障害者バス特別乗車証制度については、平成30年3月から乗車証のICカード化を実施し、市内の阪神・阪急バス双方の路線で利用できる利便性の高い制度としている。なお、これら制度の利用にあたっては、いずれかのサービスを選択することとしており、交付者数については、バス特別乗車証とリフト付自動車チケットは増加傾向にあるが、福祉タクシーチケットは減少傾向にある。また、障害のある人の行動範囲を拡大し、生活の向上を図るため、自動車運転免許の取得費や自動車改造費に対する助成を行っている。</p> <p>・本市の移動支援事業については、給付実績が非常に高く、延べ利用者数も高い水準で推移していることから、制度本来の適正なサービス提供による給付の適正化や継続的かつ安定的な事業運営ができるよう、平成29年10月から「尼崎市移動支援事業支給決定基準(ガイドライン)」や新たな報酬区分(単価)の運用を開始している。その結果、現時点において、サービス全体の利用量や利用者数に大きな変化は見られないものの、給付費については概ね3割程度の減少となっている。なお、ガイドラインの内容や運用状況等を検証していくため、令和元年度は自立支援協議会(ガイドライン検討部会)を4回開催し、主に65歳以上と18歳未満の重度利用者に係る報酬区分(単価)の運用について協議を行っており、その結果を受け、当該対象者に係る報酬区分の判定の見直しを行うこととしている。</p>	<p>・障害者バス特別乗車証については、ICカード化して利便性の向上を図ったことなどにより、交付枚数は増加している。また、リフト付自動車の派遣件数も増加傾向にあるものの、福祉タクシー利用料の助成件数は減少傾向にある。これらの事業は、障害のある人の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。</p> <p>・移動支援事業については、ガイドラインを安定的に運用していくため、利用者や事業者に対して一層の周知を図るとともに、当該事業の運用の見直しにより、利用者へのサービス低下等が発生しないよう十分配慮していく。また、令和2年度から65歳以上と18歳未満の重度利用者に係る報酬区分(単価)の運用を一部見直すこととしており、対象者の区分変更等について丁寧かつ円滑に対応していく必要がある。</p>	<p>・障害のある人の外出を支援していくため、障害者バス特別乗車証の交付事業をはじめ、福祉タクシーの利用、リフト付自動車の派遣、自動車運転免許の取得費、自動車の改造費に係る助成事業についても、現行制度を維持・継続していく。</p> <p>・移動支援事業については、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。なお、報酬区分の運用見直しにあたっては、対象者等に対して、区分の変更申請時に丁寧に説明するとともに、速やかな区分判定を行うなど円滑な運用としていく。また、当該事業の基準等を踏まえて、他の外出支援サービス(同行援護、行動援護など)の運用との整理等を進め、適切なサービス提供に取り組んでいく。</p>

理念	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
				施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
	基本施策6: スポーツ・文化、社会参加活動					
(1) スポーツ、文化芸術活動	① 施設の整備・改善	●障害のある人のスポーツ・文化活動、交流の促進をはじめ、健康の増進や教養の向上を図るため、誰もが利用しやすいスポーツ・文化施設等の整備・改善に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが安全・快適にスポーツが楽しめ、利用しやすいスポーツ施設等の環境づくりを進めるため、各地区体育館やスポーツ設備の改修等、一定の整備を行ってきている。</li> <li>公共施設の適正な維持管理と利用者の安全確保のため、適宜、施設や設備の整備・改善に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各体育館とも老朽化が著しく、こうしたことも利用者数の伸び悩みの原因の一つであると考えられることから、施設や設備に係る整備・改善に努めるほか、情報発信面で工夫を行うなど、利用者の増加に向けた取組を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでのスポーツ推進の取組を踏まえ、令和2年3月に新たに策定した、市民の誰もがスポーツを楽しみ、健康づくりができるまちづくりを進めるための方向性を指し示す「尼崎市スポーツ推進計画」に基づき、障害者スポーツの推進など、当該計画に掲げる施策に順次取り組むことにより、『スポーツのまち尼崎』の実現を目指していく。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>「尼崎市障害者(児)スポーツ大会」を毎年開催し、スポーツ活動を通じた交流や親睦の機会を設けている。</li> <li>指定管理者であるスポーツ振興事業団が実施するスポーツプラザ事業(地区体育館の一般開放)として、障害のある人を対象に、小田・立花・園田体育館の開放を行い、卓球やサウンドテーブルテニス、フライングディスクの種目ができるほか、屋内プールやベイコム総合体育館のトレーニング室の利用料金の一部助成を行っている。また、屋内プールにおいては、日曜・祝日の全面開放時に、障害のある人たち5人以上のグループに対して障害者専用コースを設定するなど、気軽にスポーツが楽しめる環境づくりやその充実を図っている。なお、たじかの園が行う運動教室に対し、平成29年度から指導員の派遣を続けているが、令和元年度は、たじかの園と教室参加者との間で調整がつかず開催されなかったことから、派遣も行っていない。</li> <li>2020東京パラリンピックの応援事業の実施に向けて、兵庫県と調整を図るほか、当事者団体等と開催場所や実施手法について意見交換を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市スポーツ大会を毎年開催して、交流の機会を設けているが、種目や障害者施設等の参加者が固定傾向にあり、活性化に取り組んでいく必要がある。</li> <li>指定管理者であるスポーツ振興事業団において、新たなスポーツプログラムを開講するなど、積極的な事業展開を図るほか、障害者スポーツの充実に向けて、スポーツプラザ事業やスポーツ施設利用者に対する利用料金の一部助成、立花体育館で開催される兵庫県の大会(吹矢・フライングディスク)の運営補助など各種支援に取り組んでいる。引き続き、障害のある人が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めていく必要がある。</li> <li>2020東京パラリンピック応援事業については、活気溢れるイベントとなるよう、協力団体等への呼びかけなど広報活動に注力する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市スポーツ大会の開催に当たっては、当事者団体と構成する実行委員会において新たな種目の検討や効果的な周知方法について協議をするなど、引き続き、イベントの活性化に向けて検討していく。</li> <li>スポーツ振興事業団において、障害のある人を対象としたスポーツプラザ事業や施設使用料の一部助成を行っている。また、社会体育施設のバリアフリー化や障害者用運動用具の整備なども行っており、引き続き、こうしたスポーツ振興事業団の取組と連携する中で、障害者スポーツの普及と振興に努めていく。</li> <li>2020東京パラリンピックについては、新型コロナウイルス感染症防止の観点から開催が延期となったため、応援事業で予定している各種イベントについても、開催時に円滑に実施できるよう、適宜、兵庫県や協力団体等と協議・調整を進めていく。</li> </ul>	
	② 活動機会の充実	●「尼崎市障害者(児)スポーツ大会」を開催するとともに、「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」への参加支援や協力を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者であるスポーツ振興事業団が実施するスポーツプラザ事業(地区体育館の一般開放)として、障害のある人を対象に、小田・立花・園田体育館の開放を行い、卓球やサウンドテーブルテニス、フライングディスクの種目ができるほか、屋内プールやベイコム総合体育館のトレーニング室の利用料金の一部助成を行っている。また、屋内プールにおいては、日曜・祝日の全面開放時に、障害のある人たち5人以上のグループに対して障害者専用コースを設定するなど、気軽にスポーツが楽しめる環境づくりやその充実を図っている。なお、たじかの園が行う運動教室に対し、平成29年度から指導員の派遣を続けているが、令和元年度は、たじかの園と教室参加者との間で調整がつかず開催されなかったことから、派遣も行っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者であるスポーツ振興事業団において、新たなスポーツプログラムを開講するなど、積極的な事業展開を図るほか、障害者スポーツの充実に向けて、スポーツプラザ事業やスポーツ施設利用者に対する利用料金の一部助成、立花体育館で開催される兵庫県の大会(吹矢・フライングディスク)の運営補助など各種支援に取り組んでいる。引き続き、障害のある人が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ振興事業団において、障害のある人を対象としたスポーツプラザ事業や施設使用料の一部助成を行っている。また、社会体育施設のバリアフリー化や障害者用運動用具の整備なども行っており、引き続き、こうしたスポーツ振興事業団の取組と連携する中で、障害者スポーツの普及と振興に努めていく。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>「兵庫県障害者芸術・文化祭」の作品展への応募を促進するなど、障害のある人が芸術・文化行事に参加する機会の拡充に努めます。</li> </ul>			
	③ 指導者・ボランティアの育成等	●兵庫県が開催する障害者スポーツ指導者養成講習会の受講を周知するなど、障害の特性に応じて適切な指導ができる指導者やボランティアの育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の継続的な活動を推進することを目的として、地域や職場のニーズに対応できる指導者の養成や資質の向上、指導者の確保等を図るため、種目別指導者講習会やスポーツ指導者養成講習会を開催している。</li> </ul>			
④ 活動に関する情報提供の充実	●障害のある人のスポーツ・文化活動などに関する情報については、市の広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して一層の周知に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人のスポーツや文化活動などに関する情報については、市報やホームページを活用するとともに、適宜、障害当事者団体等にもお知らせをするなど周知に努めている。</li> </ul>				

理念	課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
					施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
(2) 社会参加活動等			① 施設の整備・改善	●障害のある人が気軽に集い、交流できる場として活用できるよう、公共施設の整備・改善に努めます。	・公共施設の整備・改善については、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」において、その性能、用途に応じて必要な機能や規模、それに基づく適正な施設寿命等を十分に精査するとともに、長期的な市民ニーズの変化に柔軟に対応できるように検討を進めている。また、平成29年度に策定した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」と令和元年度に策定した同計画の「今後の具体的な取組」、平成30年度に策定した「第1次保全計画」に基づいて取組を進めている。	・公共施設の整備・改善にあたっては、今後の取組内容を示した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」と同計画の「今後の具体的な取組」、「第1次保全計画」に基づいて、引き続き、着実に取組を進めていく必要がある。	・公共施設の整備・改善については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」の内容を具体化した同計画の「今後の具体的な取組」と「第1次保全計画」に沿って、引き続き、取組を進めていく。
			② 社会参加、交流活動の推進	●「市民福祉のつどい」を開催し、障害者施設等によるバザー・出店やステージでの催しを行うことで、障害のある人の日々の活動内容等への理解や地域との交流を促進するため、地域住民への一層の周知や開催内容の充実にも努めます。	・「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」において、他の公共施設等への機能移転の対象とされた障害福祉サービス事業所(あぜくら分場、あいあい分場)については、運営法人と意見交換を行い、機能移転にあたっての課題や法人の意向を伺うなど共有を図っている。また、同じ対象とされている「身体障害者福祉会館」については、今後、「教育・障害福祉センター」への移転を進めていくため、令和元年度は当該会館の指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の役員との協議や団体職員への説明・意見交換会等を行い、移転についての情報共有を図っている。	・対象事業所(あぜくら分場、あいあい分場)の機能移転にあたっては、環境の変化による利用者への配慮や移転先地域の理解など様々な課題が伴うため、事業の安定継続を前提として、運営法人との協議・調整を進めていく必要がある。また、「身体障害者福祉会館」については、移転後も現在の会館機能が維持され、障害のある人にとってより使いやすい施設となるよう、当事者団体への丁寧な説明や関係機関等との協議・調整を進めていく必要がある。	・対象事業所の機能移転に向けては、運営法人の意向や要望等も十分に考慮しつつ、運営場所等も含め関係部局等との協議・調整を進め、具体的な方策をまとめていく。また、会館の移転に向けては、当事者団体の意向や要望等も十分に考慮しつつ、移転工事の設計内容等について、関係部局や移転先施設等と協議・調整を進めていくとともに、移転先施設(教育・障害福祉センター)のバリアフリー改修や情報通信機器等の導入など、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組んでいく。
			●教養、文化・レクリエーションなどを目的とする学習の場において、障害のある人と地域の住民等が交流する「ふれあい学級」を実施し、障害のある人の生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。また、開催にあたっては、関係団体等との連携・協力に努めます。	・障害のある人となない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場で交流する機会を創出するとともに障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、中央(肢体障害)、大庄(聴覚・言語障害)、立花(視覚障害)の各地区生涯学習プラザにおいて「ふれあい学級」を実施している。	・障害のある人が「ふれあい学級」に参加することによって、学習の場での仲間づくりや生きがいづくりにつながっていると、障害のない人との交流の場を通して相互理解が図られている。	・障害のある人となない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場において交流できる機会を創出していくため、引き続き、「ふれあい学級」を実施していく。	
			●障害のある人やその家族、地域の住民等が自発的に行う交流活動等への支援に努めます。	・障害のある人やその家族、地域の関係団体等による地域活動を支援するため、平成30年度から「自発的活動支援事業」を実施しており、令和元年度の補助団体数は6団体となっている。また、当該事業を広く周知するため、自立支援協議会(全体会)と市ホームページにおいて、昨年度の補助団体の活動実績などを公表している。なお、実施にあたっては、効果的かつ効率的な事業スキームとなるよう、地域の活動団体や自立支援協議会(あまのくらし部会)に意見を伺っている。	・「自発的活動支援事業」については、引き続き、地域における活動状況やニーズの把握、参加団体の増加に向けた広報等に取り組んでいく必要がある。	・「自発的活動支援事業」については、引き続き、実施状況等の検証を進めるとともに、地域の活動団体や自立支援協議会の意見を伺いながら、効果的かつより良い実施手法について協議・検討していく。	
			●障害の状況に応じた多様な日中活動(生産活動、創作的活動、訓練等)の機会を提供する地域活動支援センター等の運営に対して支援を行います。				
③ 余暇活動の推進	●創作的活動や教養講座、スポーツ・レクリエーション事業を開催する身体障害者福祉センターや障害のある人同士の交流活動の場である身体障害者福祉会館の運営を行うとともに、障害のある人が気軽に余暇を過ごすことができるよう、関係機関や団体等と連携し、その環境づくりに努めます。	・障害のある人が余暇活動を楽しむことができるよう、身体障害者福祉センターにおいて「創作・教養講座」や「スポーツ・レクリエーション」など各種講座を開催しており、令和元年度(見込)は●●●講座を開催し、●●●●人の利用があった。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容を設定しており、平成30年度からは、体験講座として実施した「ミュージックセラピー」や「アロマセラピー」、「笑いヨガ」、「カラーセラピー」の講座を新設し、令和元年度からは、「卓球バレー」を新たに開設している。また、日頃の講座の成果を作品展として開催し、企画・運営にあたっては、利用者、ボランティア、センター職員が三位一体となって取り組みなど活性化が図れた。	・身体障害者福祉センターの各種講座(創作・教養講座、スポーツ・レクリエーション等)については、利用状況やアンケートによる調査結果を考慮した上で開催内容を設定しているため、開催回数には毎年増減がある。また、利用者数については昨年度を上回ったものの、引き続き、利用ニーズ等の把握を行い、継続的な増加に向けた取組を進めていく必要がある。	・身体障害者福祉センターの各種講座については、利用ニーズの把握や開催内容の充実等に努めるとともに、市報等による広報や関係団体への周知を行い、利用者数の増加につなげていく。			
④ 学習機会の提供	●学習指導者やボランティアの養成・確保、相談・情報機能の整備に取り組まします。	・地区生涯学習プラザ等において、手話などのボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成に努めている。	・多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、活動につなげていくためには、より身近な地域で、市民が気軽に参加でき、地域課題の気づきにつながる内容や、より専門的・実践的な内容など、興味・関心に応じて学ぶことのできる場や、効果的な周知が課題となる。	・身近な地域で福祉学習を広げるために、生涯学習プラザを中心として、市地域振興センターや市社会福祉協議会と連携し、地域の福祉ニーズ等に応じた様々な学びの場づくりと情報発信を進めていく。			
⑤ ボランティア活動の支援	●障害のある人の自らの活動も含め、より多くの人がボランティア活動に関心を持ち参加できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携してボランティア活動を推進します。また、障害のある人やその家族等が自発的に行うボランティア活動への支援に努めます。	・市社会福祉協議会の活動を補助することで、将来の担い手の育成を目的として、地域学校協働本部と連携した、小学生対象のボランティア講座、小学生親子向け福祉・防災学習等を行っている。	・高齢化の進展等により今後も支援を必要とする人が増えていくことが予想される中、地域福祉活動を維持・発展させるためには、担い手となる人を効果的に確保・育成する仕組みづくりが課題となる。				

理念	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
				施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり						
基本施策7: 安全・安心						
(1) 防災対策	① 防災対策の充実	●災害時の避難支援体制の整備については、避難行動要支援者名簿の作成に取り組み、要支援者本人の同意を得て、消防、警察、民生委員など地域の関係機関及び支援者にあらかじめ情報を提供するとともに、平常時における地域のつながりを進めていきます。また、障害のある人や高齢者など特に配慮が必要な人の生活状況等の把握に努めるとともに、それらの情報を避難行動要支援者名簿に反映することで、災害時における支援等の充実を図り活用性を高めます。	●高齢や障害等の要配慮者(災害時要援護者)について、災害が発生した際の支援体制の整備を行うため、避難行動要支援者名簿の作成や更新、名簿情報の提供を行うとともに、「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」等を活用した避難支援体制づくりを推進している。	●地域の防災力を高め、要配慮者支援に取り組む支援関係者を増やすためには、市民の「共助」の意識が高まるよう効果的な働きかけを行わなければならない。 また、関係部局と各地域振興センターの地域担当職員が連携し、要支援者名簿を効率的かつ効果的に活用する必要がある。	●市報・市ホームページ等での名簿情報の提供に際しての同意の周知を進めるとともに、防災ブックの改訂に併せて、要配慮者支援の「自助」「共助」の重要性についての啓発を行っていく。	
		●障害のある人や事業者等の防災意識の向上を図るため、市政出前講座や防災講演会等を開催するとともに、市の情報誌やホームページなど、様々な媒体を活用して防災情報等の一層の周知に取り組みます。	●市民や事業者等への防災意識の向上を図るため、数多くの市政出前講座や防災セミナーの実施、尼崎市防災ブックや各種ハザードマップの全戸配付等の防災啓発、地域の自主的な防災訓練、マップづくりへの支援に取り組んでいる。また、地域の防災活動時には要配慮者の参加の働きかけに努めるとともに、地域住民への要配慮者支援の体制づくりを促進している。	●防災マップを作成した地域は順調に増加しており、全地区の完成に向けた支援を継続していく。また、令和元年度は防災マップ作りや防災訓練のほか、防災イベント等の地域の防災活動において要配慮者や福祉施設が参画する機会も増加しつつある。今後も地域の防災活動を支援していくとともに、地域の要配慮者の支援体制づくりを推進するため、地域の防災活動の実施にあたっては、より一層、要配慮者の参加への働きかけに努めていく必要がある。	●市民や事業者等への防災意識の向上を図るため、引き続き出前講座への対応や地域での防災活動への支援等に取り組んでいく。 ●高校生、大学生の防災教育を支援するとともに、市政出前講座や、地域の避難訓練等の集まり等の様々な機会を捉えて、周知啓発を進める。また、市社協や地域振興センター等と連携し、災害時の共助による情報伝達の手法を含め、要配慮者の地域における避難支援の仕組みづくりに取り組んでいく。	
		●地域での自発的な防災活動や防災マップづくりの促進を図るため、「地域における防災力向上講座」を開催します。また、地域での防災訓練等の実施にあたっては、障害のある人の参加が促進されるよう、地域のつながりや「顔の見える関係」の構築に努めます。	●災害発生時の情報伝達については、防災行政無線や尼崎市防災ネット、SNS、広報車、公共施設への掲示など多層的な手段による発信に加えて、防災情報を電話で確認できる「自動電話応答サービス」の導入に取り組んでいる。また、災害時の共助による情報伝達の仕組みを構築するため、自主防災会と意見交換を実施し、災害時の情報伝達・拡散における連携・協力体制の強化を図った。また、視覚障害のある人の情報保障や社会参加の促進、災害情報への迅速なアクセスを支援するため、平成29年度から日常生活用具の新たな給付品目として「地上デジタル対応ラジオ」を追加している。さらに、避難場所への誘導板や避難場所等を掲載した「尼崎市防災ブック」の配付等、災害時の円滑な避難行動に繋がる手段を整備している。	●災害時の共助による災害情報の伝達・拡散に向けた取り組みを今後も地域団体と連携して行っていく必要がある。	●災害情報の伝達については、防災行政無線や尼崎市防災ネット、SNS、広報車、公共施設への掲示のほか、聞き逃した内容を電話で確認できる「自動電話応答サービス」を活用するなど、引き続き、文字や音声を複数組み合わせ合わせた多層的な情報発信を行っていく。また、災害時に配慮が必要な人への効果的な発信方法を含めた地域内での情報伝達手段に関する仕組みづくりを推進していく。さらに、「地上デジタル対応ラジオ」が対象者に給付されるよう、視覚障害の当事者団体を通じて周知を図っていく。	
		●要配慮者及び避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難勧告や避難指示の発令に先だって避難準備情報を発令するなど早めの避難を促すとともに、その情報伝達について配慮します。	●「1.17は忘れない」地域防災訓練では、指定避難場所での要配慮者の受け入れに主眼を置き、中学校を会場として避難所運営訓練を実施した。訓練会場に市から保健師を派遣し、JMATA(日本医師会災害医療チーム)と連携した要配慮者の救護活動等を実施し、訓練に参加した施設関係者には災害時の救護活動を体験する機会とした。	●災害時の福祉避難所の円滑な開設・運営に向け、各施設におけるマニュアルの策定や訓練等の実施を支援していく必要がある。	●避難所の充実を図るため、引き続き物資を確保する。	
		●災害発生時に障害のある人に対して、迅速かつ確実に避難指示等が伝達されるよう、防災行政無線の屋外拡声器や戸別受信機の整備を行い、戸別受信機については、障害者施設等への整備も進めます。また、携帯電話のメール機能やホームページの閲覧機能を活用して防災関連情報等を発信できる「尼崎市防災ネット」の加入者の拡大に取り組むなど、情報伝達手段の重層化に努めます。	●福祉避難所の指定については、新たに11施設(特別支援学校1施設、障害者施設9施設、市施設1施設)を指定し、令和元年12月末時点で36施設となっている。また、「福祉避難所開設・運営マニュアル作成手順書」をもとに、3施設でマニュアルが作成され、そのうち2施設においてマニュアルに基づく訓練を実施し、引き続き、福祉避難所指定施設のマニュアル作成支援を進めている。	●個別支援計画作成に向けた事前の取組として、尼崎市ケアマネジャー協会と相談支援専門員へ依頼し、兵庫県主催の防災力養成講座へ12名参加している。 ●防災意識の向上や市との協力体制などについて、新たに大規模リハビリテーション支援関連団体協議会(JRAT)の関係者と意見交換を行っている。	●尼崎市ケアマネジャー協会等の支援団体や当事者団体と意見交換を行い、行政と支援関係者の役割分担の整理や情報伝達の仕組みづくり等について検討していく。	
② 避難のための情報伝達	③ 避難所の充実	④ 関係機関等との連携	⑤ 緊急通報等の充実			
●緊急等の発生後にも、障害のある人が継続して必要な福祉サービス等を受けることができるよう、障害福祉サービス事業所等における防災対策の推進や連携体制の構築に努めます。	●一人暮らしの高齢者等の安全確保と不安の解消を図るため、緊急通報システム普及促進事業を実施しており、加入者は令和元年12月末時点で370人(見込)となっている。なお、当該システムの利便性を向上するため、従来のアナログ回線に加えて、平成27年度からデジタル回線を導入している。	●緊急通報システム普及促進事業については、同様の民間サービスの充実などにより利用拡大は低調であることから、本市では、単身高齢者世帯が多い状況であることから、今後も緊急時に救急要請ができる本事業の必要性は高く、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、引き続き制度の周知を図る必要がある。	●緊急通報システムについては、引き続き制度の周知に努めるとともに、緊急時の支援体制の充実等についても検討していく。			
●聴覚障害のある人など、会話による緊急通報が困難な人を利用対象とした、火災・救急時の「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の利用を促進します。	●聴覚障害のある人など、音声会話による緊急通報が困難な人を利用対象とした、火災・救急時の「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の利用促進を行っている。	●「尼崎市WEB119・FAX119」の広報については、市のホームページ等を活用してきており、継続的に取り組む必要がある。	●「尼崎市WEB119・FAX119」の利用促進に向けては、防災や福祉の関係部局との連携を図り、効果的な広報等について検討していく。			

理念	課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
					施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
		(2) 防犯対策、 消費者保護	① 防犯対策の 推進	<p>●警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報・啓発活動の推進を図り、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組みます。</p>	<p>・市民が安全に安心して暮らすため、街頭犯罪防止事業などの取組を行っている。特に、平成25年度の「ひったくり撲滅宣言」以降、職員による自主防犯パトロール、可動式防犯カメラの設置、地域団体に対する防犯カメラの設置補助等を進めるとともに、平成30年に実施した警報機付きロックを装備したダミー自転車の活用による自転車盗難対策を地域団体に加え、令和元年度は事業者とも連携して取り組んでいる。なお、令和元年度のひったくり認知件数は38件、自転車盗難認知件数は1,503件(速報値)となっており、自転車盗難認知件数については、平成以降最少であった昨年度の認知件数から更に減少している。</p>	<p>・職員による自主防犯パトロールや可動式防犯カメラ設置等の取組のほか、自転車盗難対策の地域との連携により、ひったくりや自転車盗難の認知件数が減少傾向にあることから、地域における防犯力や体感治安の向上が図られている。</p>	<p>・本市の喫緊の課題であったひったくりは減少傾向にある中、同一犯による連続発生により単年で増加したが、引き続き対策に取り組んでいく。また、自転車盗難は平成以降最少を推移する中で、新たな目標に向け、継続して取組を進めていく。また、特殊詐欺の認知件数は本市では減少傾向にあるものの、阪神間では集中的に認知されていることから、近隣の動向を注視し、効果的・効率的な事業を関係機関と連携しながら展開していく。</p>
			② 消費者トラブルの 防止及び被害からの救済	<p>●消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行うとともに、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談に努めます。また、関係機関等と連携を図るなど消費者トラブルの防止や被害からの救済に取り組みます。</p> <p>●消費者トラブルの防止及び障害のある人の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、消費生活に関する相談や講座等を適宜実施し、障害のある人等に対する消費者教育を推進します。</p>	<p>・市民自らが消費生活被害に遭わないよう備えることが大切であることから、悪質な訪問販売や投資商品等による被害を防ぐため、消費生活に関する情報発信や意識啓発を行っている。また、一方で消費生活に係るトラブル等への助言やあっせんなどの相談業務も実施し、早期解決を図っている。</p>	<p>・消費生活に係る啓発については、近年、若年層への消費者教育にも努めている。また、消費生活相談では、助言による自主交渉やあっせんによる解決は高い水準で推移していることから、相談業務等の効果が上がっているものとする。</p>	<p>・新たな詐欺等が多数発生し、その手口も益々巧妙となっているため、引き続き、啓発による防止と消費生活相談による早期解決の両輪で取り組んでいく。</p>

理念	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
				施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
基本施策8: 情報、啓発・差別の解消						
(1) 情報の利用のしやすさ	① 情報提供の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人に対する福祉サービス等をまとめた「福祉の手引き」や本市における各種制度・サービス等をまとめた「尼崎市民べんり帳」を発行するとともに、ホームページを活用するなど一層の広報と利便性の向上に努めます。</li> <li>●障害のある人に必要な情報を提供するため、「市報あまがさき」「市議会議だより」「選挙のお知らせ」などの広報誌の点字・音声版を発行するとともに、「あまがさき介護保険だより」や「納税通知書」などの発送文書についても一部を点字で作成します。また、本市ホームページの作成の際には、音声による読み上げソフト等に対応するよう、利便性の向上に努めます。</li> <li>●点字プリンターの一層の活用を図り、手続に係る案内など要望を踏まえながら市役所からの発送文書の一層の点字化に努めます。</li> <li>●一般の図書のほか、点字図書及び録音図書についても貸出しを行います。また、貸出しにあたっては、郵送貸出しを実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」を毎年更新し、市ホームページを活用して広報に努めている。また、「市報あまがさき」の点訳・音訳である「点字あまがさき」「声の広報」や「議会だより」等を発行するとともに、市報においては、障害のある人への「お知らせ欄」にファックス番号を併記するなど、障害のある人に市の施策やまちの情報等の提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の手引き(心身障害者児用、精神保健用)については、福祉と保健の窓口を設置するとともに、市ホームページにおいてリンク付けをするなど、利便性の向上を図っている。また、市報については、視覚障害のある人への対応として、点訳版と音声版(CD版、デジタル版)を発行しているほか、聴覚障害のある人を対象とした記事についてはファックス番号を併記するなど一定の対応に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人への情報提供にあたっては、できる限り障害特性に配慮したものになるよう、引き続き、利便性の向上に努めていく。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者の派遣事業について一層の周知等を図ります。また、意思疎通支援者の養成講座への受講を促進するため、各講座の周知や受講対象者の拡大、受講者に対する支援等に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、手話通訳者と要約筆記者の派遣事業を実施しており、平成26年度からは盲ろう者向け通訳・介助員の派遣も実施している。派遣実績については、平成26年度の979件・80人から令和元年度(見込)は1,182件・99人と確実に増加している。一方で、派遣事業の担い手となる意思疎通支援者数については、平成26年度から実施している盲ろう者向け通訳・介助員を除き、平成26年度の43人から令和元年度(見込)は45人とほぼ横ばいの状況となっている。このため、平成29年度から手話通訳者養成講座(3講座)を各年度で切れ目なく受講できる事業を拡充して、支援者の増加に向けた取組を進めるとともに、平成30年度からは「通訳Ⅲ」を開講して、通訳者のレベルアップや実践力の向上を図り、講座修了実績については、盲ろう者向け通訳・介助員講座を除き、平成26年度の30人から令和元年度は53人と増加傾向にある。令和元年度からは、失語症者向け支援者の養成講座を開講し、派遣事業の実施に向けて取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思疎通支援者の派遣事業については、対象となる外出先を公的機関や医療機関等に限っていることから、社会参加活動等に係る外出も派遣対象となるよう拡充が求められている。一方で、近年の利用実績は増加傾向にあり、利用ニーズも高まっている。そのため、支援者の確保に向けて、平成29年度以降、受講機会の拡大や新たな講座の開設等に取り組んできており、修了者数は増加傾向にあるものの、年前開催の講座の受講者数が少ないことや派遣事業の支援登録者数がほぼ横ばいであるため、引き続き、支援者の増加に向けた取組が必要となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思疎通支援事業について、派遣事業は潜在的な利用ニーズが高く、加えて対象とする派遣理由の拡充を求める声が多いことから、引き続き、委託先である尼崎市聴覚障害者福祉協会と連携を図り、事業の運用方法などについて検討していく。また、意思疎通支援者の確保に向けては、引き続き、各養成講座を実施するほか、委託先である尼崎市聴覚障害者福祉協会と連携を図り、手話講習会での支援内容の紹介や他市の運用を参考にするなど、支援者の増加に向けた取組を進めていく。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者福祉センターにおいて、点字、手話、パソコン・インターネット等に関する各種講座を開催し周知に努めます。また、開催にあたっては、利用者のニーズ等を把握するなど、講座内容の充実にも努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法において、障害のある人に対する情報提供や意思疎通支援の充実が掲げられていることや、「手話の普及等を目的とする条例(手話言語条例)」の制定を進める機運が全国的に高まっていることから、本市では、平成28年度から「尼崎市手話言語条例検討協議会」において、聴覚障害の当事者や意思疎通支援者等と協議・検討を重ね、平成29年12月に「尼崎市手話言語条例」を制定・施行し、あわせて条例の啓発リーフレットも作成した。平成30年度からは、同条例に掲げる手話やろう者への理解や手話の普及等の施策を総合的かつ計画的に推進するため、「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」を設置して、協議を進めている。また、手話ハンドブック・パンフレットを作成して各種講座やイベント等で配布するとともに、「はじめての手話講座」など市民向けの簡単な手話講習会を開催しており、令和元年度の参加実績は4講座・30人となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」において、同条例に掲げる手話やろう者への理解や手話の普及等の施策を計画的に推進することが求められている。そのため、手話やろう者への理解に向けて、手話講習会の開催や手話ハンドブック・パンフレットの配布など、取組を進めてきたが、市民等向けの手話講習会の参加者数が増えず、より効果的な周知・広報が必要となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話の理解や普及等に向けては、広報冊子の配布先を拡大していくとともに、参加者数が伸びていない手話講習会の一層の周知に向けて、本庁舎1階にある「聴覚障害者コミュニケーション支援センター」やSNSを活用するなど効果的な情報発信に取り組んでいく。また、「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」において、これら取組の評価・検証を行い、引き続き、施策の計画的な推進に取り組んでいく。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、「尼崎市人権文化いきづまづくり条例」の策定段階において、当該条例に掲げる定義や施策の策定に係る考え方、位置付け等の整理を行い、その内容を各当事者団体に説明することで、情報共有を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、現在策定を進めている「人権文化いきづまづくり計画」や次期「尼崎市障害者計画」において、現状の取組や課題、今後の方向性等を示していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、人権文化いきづまづくりの推進に関する施策(人権施策)としての位置付けや、情報アクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上の視点も考慮しながら、次期障害者計画に今後の方向性等を盛り込んでいく。また、尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)に基づく、身体障害者福祉会館の移転にあたっては、移転先施設(教育・障害福祉センター)のバリアフリー改修や情報通信機器等の導入など、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組んでいく。</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、身体障害者福祉センターにおいて各種講座を開催している。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容等を設定しており、平成30年度は従来から開講している、肢体障害や視覚障害のある人を対象とした「パソコン講座」のほか、「スマホ体験講座」や中途失聴者を対象とした手話講座など、延べ23講座を開催している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉センターの各種講座(手話講座、パソコン講座など)については、利用状況やアンケートによる調査結果を考慮した上で開催内容の設定をしているため、開催回数には毎年増減がある。引き続き、利用ニーズ等の把握を行っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉センターの各種講座については、利用ニーズの把握を行い、開催内容の充実等に努めるとともに、市報等による広報や関係団体への参加依頼を行うことで、利用者数の増加につなげていく。</li> </ul>

理念	基本施策	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート		
				施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向
(2) 理解・啓発活動及び差別解消	基本施策	① 理解の促進・啓発	<p>●人権啓発事業や各種啓発事業等を通じて、障害や障害のある人の特性、必要な配慮等について市民の理解促進に努めるとともに、「障害者週間(12月3日～12月9日)」や「人権週間(12月4日～12月10日)」など、特に障害者福祉等に関心をもちやすい時期における啓発活動に取り組みます。</p>	<p>・障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、理解促進研修・啓発事業として、地域交流の場となる「市民福祉のつどい」を毎年開催しており、平成29年度からは「提案型事業委託制度」により「ミーツ・ザ・福祉」として、イベントの活性化を図っている。開催にあたっては、参加者が会場内を行き交いがしやすいよう、レイアウトの改善を図るとともに、SNSを活用した広報や当日の手引きを作成することで、障害福祉関係の施設だけでなく、一般店舗や多くのボランティアの参加を募ったこと等により、イベントの出店者、出演者ともに増加傾向にある。また、令和元年度は実行委員会のメンバーが「ミーツの学校」や「ミーツ・ザ・福祉サミット」等のプロジェクトを独自に催すなど、新たな交流が生まれている。なお、委託事業者から改めて、従前の「提案型事業委託制度」による事業実施の提案があり、審査会において評価・採択されている。</p>	<p>・「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」については、「提案型事業委託制度」を活用することでイベントの活性化が図れ、より多くの人に障害のある人を知ってもらうきっかけづくりの場となっている。また、当該イベントの実行委員会メンバー等によって、独自のプロジェクトが催されるなど、新たな交流の場が生まれ、繋がりが広がっている。</p>	<p>・「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」については、更なる付加価値を生み出していけるよう、引き続き、委託事業者や実行委員会、市民等との協働に取り組んでいく。</p>
			<p>●社会福祉協議会やボランティア団体等が行う啓発事業や、障害のある人やその家族等が主体的に取り組んでいる活動等に対して支援していきます。</p>			
			<p>●障害のある人に配慮した施設であることや外見からは分かりにくい内部障害など様々な障害について分かりやすく表示する「障害に関するマーク」の周知に努め、障害のある人が優先利用する設備や施設等における配慮等について、理解の向上につなげます。</p>			
			<p>●広報冊子、イベント、マスメディアの活用や企業、学校、地域社会などを通じ、障害のある人が社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場で積極的に活動できるよう、障害特性や必要な配慮について周知・啓発活動等を行います。</p>	<p>・人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、地域総合センターを中心とした人権問題講演会や啓発映画の上映、啓発紙の発行など、各種啓発事業を実施している。</p>	<p>・人権啓発については、これまで人権侵害の防止と被害者支援の取組を進めてきており、「人権を身近な問題として感じている市民の割合」は増加している。さらにその割合を増やすために、ハートフルシネマ「人権問題市民啓発映画会」や「じんけんスタディツアー」等で講演を実施することで、普及啓発の場を設けてきている。今後も差別意識や差別事象の解消を促進するため、継続的に各種事業に取り組む必要がある。</p>	<p>・人権に関する市民意識調査の結果を踏まえ、また、新たな条例に基づき設置する審議会の意見を聴取して、「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」の次期計画を策定する。同計画において、様々な人権課題を反映させるとともに人権文化いきづくまちづくりを推進させていくため、人権教育や啓発に関する取組を継続していく。</p>
			<p>●市民の障害福祉への関心が高まるよう、広報紙等を通じて啓発を進めるとともに、家庭等の身近なところでの福祉教育を推進します。</p>	<p>・障害のある人への人権についての理解や差別事象の解消を促進するため、ハートフルシネマ「人権問題市民啓発映画会」や「じんけんスタディツアー」等で講演を実施するとともに、地域総合センターにおいて講演会を実施するなど、普及啓発活動に取り組んでいる。</p>		
② 差別解消への取組の充実	<p>●障害者差別解消法に基づき、市の対応要領を策定していくとともに、法の趣旨・目的等について周知・啓発に取り組みます。</p>	<p>・障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市の新任課長や新採職員を対象とした「職員対応要領」等の研修を行うほか、地域の関係者を対象とした「市政出前講座」の実施している。また、地域への啓発や制度の一層の周知に向けては、既存の啓発用リーフレットを増刷して全公立中学校に配布し、各中学校に対して、障害当事者が参加する授業や教員研修の案内を行うほか、新たに制定された「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」の周知パンフレットにも障害者差別解消法の概要等を掲載することで、周知・啓発を図った。</p>	<p>・障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」が、全ての市職員の内部的規範となるよう、引き続き、研修の機会等を設けて周知を図る必要がある。</p>	<p>・「職員対応要領」や障害の理解につながる研修を市の新任課長や新採職員を対象とした研修メニューに位置付け、今後も定期的に関係していく。</p>		
	<p>●障害を理由とする差別の相談等に対する取組について、人権相談や福祉・保健相談の窓口である庁内関係部局や関係機関等と連携を図ります。</p>	<p>・障害を含むあらゆる人権問題の解決を目指す理念条例である、「(仮称)尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」の制定に取り組んでいる。また、当該条例の周知パンフレットにおいては、「障害者差別解消法」の周知も併せて行うことで、一層の啓発に取り組んでいる。</p>	<p>・障害者差別に関する事例の共有や解消に向けた取組を行うため、引き続き、「尼崎市障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催していく必要がある。また、「障害者差別解消法の認知度」が依然として低いことから、地域への一層の啓発等にも取り組んでいく必要がある。</p>	<p>・「尼崎市障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催し、地域の関係機関によるネットワークの構築を図るとともに、差別事例の共有やその解消に向けた取組について協議していく。また、地域への啓発を進めていくため、引き続き、効果的なパンフレット・リーフレットの活用方法や啓発手法・ツールの提案等についても検討していく。</p>		
	<p>●障害を理由とする差別の相談等に対する取組について、人権相談や福祉・保健相談の窓口である庁内関係部局や関係機関等と連携を図ります。</p>	<p>・障害者差別に関する相談窓口や関係機関等のネットワークを構築していくため、「障害者差別解消支援地域協議会」を開催して、地域の関係機関等と協議を進めており、新たな啓発用パンフレットの作成やそれを活用した地域への啓発方法等について協議・検討を行っている。また、個人や事業所からの相談にも適宜応じている。</p>	<p>・人権侵害の被害者が身近に相談でき、適切で効果的な支援が受けられるよう、差別解消に関する情報の提供や相談員の養成、地域の関係機関によるネットワークの構成など、支援体制の構築について検討していく必要がある。</p>	<p>・人権侵害の被害者がいつでも相談できるよう、引き続き、法務局尼崎支局や尼崎人権擁護委員協議会、尼崎人権啓発協会など関係機関等との連携の充実を図っていく。</p>		

理念	課題	基本施策		取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート			
		施策の方向性				施策の進捗状況(令和元年度の活動概要)	内部評価	今後の取組方向	
		基本施策9: 権利擁護、行政サービス等における配慮							
				(1) 権利擁護	<p>① 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●知的障害のある人など判断能力が十分でない人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援を行います。また、社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用援助等の事業に対し補助を行うことにより、後見には至らないが支援が必要な人に対しても、適切なサービス等が提供できるよう努めます。</li> <li>●成年後見等支援センターにおける窓口相談や専門相談会の実施等により、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応するとともに、対応が困難な事案等については、福祉・保健・法律等の専門家で構成されるサポートチームと協議、対応するなど、権利擁護に係るネットワークの強化に取り組みます。また、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発など一体的な支援に取り組みます。</li> </ul> <p>② 障害者虐待防止への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者虐待の防止や早期発見に向け、市民に対して虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、市民等から通報があった場合には迅速な対応に努めます。</li> <li>●障害のある人への虐待があった場合の被害者やその養護者に対する相談・支援に取り組みしていきます。また、被害者の安全の確保や、虐待者に対する支援等も重要であるため、専門的な知識を有する人材の確保・育成を図るなど、障害者虐待防止センター機能の強化に努めるとともに、関係機関との連携強化を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護に関して福祉の中核となるセンター機能の必要性が高まっているため、「権利擁護ネットワーク構築事業」や「市民後見推進事業」を先行して実施し、権利擁護に関する専門職との連携や課題検討を進めるとともに、市と社会福祉協議会の連携・協力のもと、地域の人材を市民後見人として育成し、弁護士など専門職がバックアップする中で活動を進めてきた。平成26年度にはこれらの事業を統合して「尼崎市成年後見等支援センター」を設置している。また、平成30年1月の「保健福祉センター」の開設にあわせて、成年後見等支援センターを南北2か所に増設し、相談体制を強化しており、相談の受付や方針の検討、後見の申立・監督、市民後見人の養成等について一体的な支援を行っている。なお、令和元年度は、指定相談支援事業所の連絡会や家族会等で講義を行うなど、国の制度改正の内容も含め、制度周知のための研修や講師派遣を行っている。</li> <li>・平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に対応するため、障害福祉課をはじめ庁内関係課の連携のもと、障害者虐待に係る通報や届出を受けるとともに、委託相談支援事業所の協力により、随時必要な支援を行ってきており、平成25年度からは、被害者の生命や身体に危険が及ぶ場合、一時的に保護する場所を確保している。また、平成30年1月の「保健福祉センター(障害者支援課)」の開設にあわせて「障害者虐待防止センター」を設置するとともに、夜間・休日の虐待通報に係る電話受付業務を民間会社に委託することで、常時の通報受付体制(24時間対応)を確保し、通報・相談者等からの聞き取りや担当職員への報告・引き継ぎなど支援体制の充実を図っている。なお、令和元年度の通報・相談件数は31件(うち、虐待認定4件)となっている。</li> <li>・虐待事例への対応にあたっては、複数の職員で支援にあたることで、OJTによる人材育成にも取り組んでいる。また、虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知を図るため、令和元年度はこれまでのパンフレット等の配布に加えて、障害者虐待に見識のある専門家を講師として招き、相談支援・就労支援・地域生活支援のネットワーク会議に参画する事業を対象として、合同研修会を開催している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用支援については、相談対応など支援の機会には概ね増加傾向にある。また、当該制度については、潜在的なニーズはあるものと思われるため、支援を要する人に対しては適切な制度利用に結び付ける必要がある。一方、家族会での研修会の際に、「親亡き後」の障害当事者の将来が不安であるとの意見を受け、当事者や家族、支援者が将来の備えとして制度の知識を持ち、将来に対して安心感を持つようにとの観点から、制度周知や啓発を進めていくことも必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度については、「尼崎市成年後見等支援センター」において、引き続き、支援を要する人に対する制度利用を進めていく。また、障害当事者や家族、支援者が将来の備えとして知識を持てるよう、家族会や相談支援事業所等に対して丁寧に周知啓発するとともに、連携を密にして、障害当事者の権利擁護に繋がるよう相談支援に努めていく。</li> </ul>	
				(2) 行政サービス等における配慮	<p>① 市職員等の理解と配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所や市の公共施設等における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に規定する対応要領等に基づき、必要かつ合理的な配慮に取り組みます。</li> <li>●市職員等に対して、障害や障害のある人への理解促進や必要な配慮、手話や筆談等に関する研修の実施に取り組み、市役所窓口等における適切な対応に努めます。</li> </ul> <p>② 選挙に関する配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●点字や音声等による候補者情報の提供や障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。また、移動に支援が必要な障害のある人に配慮した投票所の段差解消や投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めます。</li> <li>●公職選挙法の改正にともなう制度変更(成年被後見人の選挙権の回復等)への対応や自身で投票することが困難な投票人に対して、選挙事務に従事する職員が代理で投票を行うなど、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、各投票所の従事者に十分な周知等を図ります。</li> <li>●指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の施行に伴い、聴覚障害のある市職員の職域における情報保障の拡大促進のため、平成28年7月から職員向け手話通訳者を配置している。また、聴覚障害のある人等の意思疎通に配慮した窓口の環境整備に向けては、南北保健福祉センターに手話通訳者を配置するとともに、両センターや各支所にタブレット端末等を設置し、窓口に来られた聴覚障害のある人等と市役所にいる手話通訳者をビデオ通話で繋ぐなど、現地に手話通訳者が不在でも、手話通訳による意思疎通ができるよう環境を整備している。さらに、聴覚障害のある人への情報保障の一環として、市主催の講演会等で急速、手話通訳者や要約筆記者が必要となった場合でも配置ができるよう、平成30年度から予備的経費を確保している。なお、令和元年度は、「1.17は忘れない」地域防災訓練と「聴覚障害者向け緊急通報システム(WEB119)更新に伴う説明会」の際にそのような事例が発生したため、意思疎通支援者を配置し、その対応にあっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」が、全ての市職員の内部的規範となるよう、引き続き、研修の機会等を設けて周知を図る必要がある。また、市職員を対象とした手話に関する研修の開催については、「尼崎市手話言語条例」の趣旨に則り、市職員の意識の啓発や理解促進を図ることとあわせて、今後も、窓口対応等にも役立てることができるよう、定期的に開催していく必要がある。</li> <li>・聴覚障害のある市職員のもとへ手話通訳者を派遣することで、日常業務や研修における情報保障の充実が図られつつある。また、南北保健福祉センターへの手話通訳者の配置や両センターと支所等へのタブレット端末等の設置については、より効果的な運用について検討していく必要がある。市主催の講演会等における意思疎通支援者の配置に係る予備的経費については、予期せぬ事態に対応するためにも、継続した取組が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「職員対応要領」や「手話」など障害の理解につながる研修について、これまでに作成した各種パンフレット等を活用し、引き続き、市の新任課長や新採職員を対象とした研修メニューとして、定期的に開催していく。また、希望者を対象とした手話研修を実施し、幅広く学習意欲の向上に努めていく。</li> <li>・意思疎通に配慮した窓口の環境整備に向けては、引き続き、南北保健福祉センターに配置した手話通訳者や両センターと支所等に設置したタブレット端末等の効果的な運用について検討していく。また、市主催の講演会等における意思疎通支援者の配置に係る予備的経費についても、現行の取組を継続しながら、各所属に対して、合理的配慮の考え方や予算の確保を促していく。</li> </ul>	